

平成 25 年 3 月 15 日 (金曜日)

平成 25 年度予算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成25年度当初予算審査特別委員会会議録第2号

平成25年3月15日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（13名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	阿部建君	山内昇一君
	山内孝樹君	星喜美男君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	鈴木春光君	三浦清人君
	西條栄福君	

欠席委員（1名）

及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者 兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤孝志君
町民税務課長	阿部俊光君

保健福祉課長	最知 明広君
環境対策課長	千葉 晴敏君
産業振興課長	佐藤 通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清君
建設課長	三浦 孝君
危機管理課長	佐々木 三郎君
上下水道事業所長	三浦 源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原 みよし君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹君
総務課主管 兼財政係長	佐藤 宏明君

教育委員会部局

委員長	佐藤 達朗君
教育総務課長	芳賀 俊幸君
生涯学習課長	及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助君
事務局長	阿部 敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲君
-----	--------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清君
------	--------

事務局職員出席者

事務局長	阿部 敏克
------	-------

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。

平成25年度当初予算審査特別委員会2日目でございます。本日も委員各位には活発な質疑を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

及川 均委員が欠席となっております。

会計管理者、町民福祉課長が退席しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き議案第36号 平成25年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

歳入に対する細部説明及び質疑が途中でありますので、続行いたします。

なお、質疑に際しては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

15款財産収入から20款町債まで、27ページから33ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） おはようございます。

それでは、15款から細部説明をさせていただきますが、28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。

28ページの中段、土地売払収入でございますが、これにつきましては三陸道の南三陸道路分でございまして、昨年契約をいたしましたが、工期の関係で年度末までに町への収入ができなくなったということで、過般の3月補正で減額をいたしまして、改めて新年度予算に計上いたしたものでございます。ちなみに、用地売り払いは14筆分でございます。

次の樹木売払収入ですが、立木売払収入で2,660万円でございますけれども、この内訳でございますが、このうち、南三陸道路に係る立木分が837万7,000円でございます。残りの1,820万円でございますが、分収林の伐採収入でございまして4団体を見込んでございます。団体名と分収林の見積額でございますが、大上坊が1,060万円ほど、五日町の一伸会でございますが、こちらのほうが250万円ほど、小森の新和会でございますが、こちらのほうが380万円ほど、伊里前の下区、こちらが120万円ほどでございまして、分収林の収入見込みが1,820万円ほどでございます。

その下の素材生産売払収入1,580万円でございますが、入大船地区の約20町歩でございま

す。立米で1,000立米、石数で3,600石を見込み計上してございます。

次の29ページ、総務費の寄附金でございますが、本年度は、ふるさと納税につきましては500万円、震災復興推進寄附金につきましては5,000万円、23年度、24年度の実績の推移から年間の見込み額を計上したものでございます。

続きまして、30ページ、31ページでございます。

31ページの中段、総務費貸付収入の2,030万でございますが、記載のように、地域総合整備資金貸付金回収金ということで、これにつきましてはふるさと融資に係る回収金でございまして、つつじ苑が833万2,000円、ハイムメアーズが800万円、いこいの海が400万円というようなことでございます。

1けい飛んで、商工費貸付収入7,000万円でございますが、中小企業振興資金の預託金の回収でございます。町融資の預託金の回収でございまして、4月1日に預託し翌年3月31日に同額を回収すると、こういった内容でございます。

次に、32ページ、お開きをいただきたいと思います。

6行目あたりに新たな難視聴対策事業助成金ということで、673万5,000円でございますが、地デジの共聴施設の事業に対する助成金でございまして、新井田地区の地デジ共聴施設に対する事業費780万ほどかかりますけれども、それへの助成金ということでございます。

次に、民生費雑入で、応急仮設住宅共同施設維持管理等補助金7,768万円でございますが、これにつきましては県からの助成でございまして、仮設住宅1棟当たり月2,000円、その2,195棟分で年間5,268万円になります。そのほかに、受水槽、浄化槽の管理委託料として2,500万円、県から助成されますので、合わせまして7,768万円でございます。

1けい飛んで、応急仮設住宅建設用地借地料補助金6,445万6,000円ですが、ご案内のように、無料の時期が3月31日で切れましたので、4月1日から民有地につきましては有料でお借りする。その分の経費が県のほうから助成金として補助されると。歳出でも出るかと思いますが、民有地の貸付分に係る対象でございますが、志津川地区が約9.4ヘクタール、歌津地区が4.2ヘクタール、合わせて13.4ヘクタールでございます。これは37団地に係る部分でございまして、単価は平米当たり月32円から40円見込んでございます。

最後、町債でございますけれども、ページ、前に戻っていただきまして、10ページのほうの地方債のほうで詳細の分は説明をさせていただきます。

最初に、災害援護資金貸付金貸付事業2億1,000万円でございますけれども、災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、無利子で貸し付けをするわけでございますが、本件は、マ

ックス350万円の60件を見込んでございます。

それから、公営住宅建設分でございますが、災害公営住宅につきましては、事業費の8分の7が復興交付金として交付されまして、残りの8分の1は後々の家賃収入ということから、補助金は対象になりません。この8分の1に地方債を借りるわけでございます。今回補助対象事業費が42億6,000万円ほどでございます。そのうち、8分の7の復興交付金が37億3,000万円ということで、起債対象事業費が5億3,200万円ということで100%起債ということでござります。

それから、防災対策事業でございます。これにつきましては、防火水槽と消防ポンプ車を予定してございます。防火水槽については1,800万円、これについては補助はございません。それから、消防ポンプ車1,080万円ほどでございますが、これにつきましては約3分の1県の補助がございまして、起債対象事業費が2,520万円でございます。このうちの充当率が95%ということで、2,300万円の起債を起こすものでございます。

臨時財政対策債、交付税等不足分をお借りするわけでございますが、本年度は3億円を見込んでございます。

最後に臨時財政対策債、いわゆる借換債でございますけれども、10年前に民間資金からお借りしたものでございますが、制度的に11年目から借り換えということで、2億2,200万円、これらを借りかえすると、こういった内容でございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、15款財産収入から20款町債までの質疑に入ります。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 32ページでございますが、民生費雑入、一番下段のただいま総務課長から説明ございました応急仮設住宅の建設用地借地料補助金という形で、これは当初2年という形の中で今般3月31日で契約期限が切れるということで、以前からその後については有償でお借りしますよという前提のもとに現在の仮設住宅があるわけでございます。

さきに新聞報道等で、いわゆる契約を更新しない者があるという情報なんかが掲載された形があるわけでございますけれども、当町ではそういう例がないのかどうか、確認したいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。多分、気仙沼市の例だと思います。当町でも、昨年から所有者の方に延長についてのお話を

させていただいております。その中で、一部、移転地として使いたいという意向をお持ちの方もいらっしゃいましたが、なかなか一部だけの返還というのは難しいものですから、そこはいろいろご相談をさせていただきまして、今のところ全面的な返還というお話はいただいているという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 安心いたしました。いずれ1年間延長され、さらには今後も延長されていくという状況の中、そして今課長がおっしゃったように、貸主そのものがいわゆる被災に遭っている方もあるわけでございまして、当然、その地についての住みかを建てたいというご意向の方もあろうかと思いますので、その辺の今後の仮設維持のためにそういうあつれきがないというか、トラブルがないように、スムーズに仮設として住むことができるような体制でひとつ臨んでいただきたいということです。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

今前者に引き続きでありますが、32ページの民生費の借地料でございます。県からの補助、この分について、月、平米当たり32円から42円。この額で契約を再契約結ぶのか、あるいは町としてはこれに上乗せして町分はプラスにしないのかどうか。そのような考え方は……。

○委員長（菅原辰夫君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補助金は100%補助ということで、町でお支払いしたいと考えている額をそのままいただくということでございます。単価につきましては、いろいろな考え方はございますけれども、現実に町営住宅、ただいま借地をしている箇所もございます。それと同額ということで考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、この額というものは高いのか、安いのかということになりますと、これまで無償で2年間貸てきて、今これから有料になると。使いたいんだけれども、まだ貸してくださいというようなことであれば、もう少しぐらい色をつけると言うと何かちょっとおかしい言葉だけれども、そういうことも考える必要があるのかなと。使いたいものを貸してくれとお願いするわけですので、やっぱりその辺はもう少し考えるべきじゃないかなと思いますが、どうですか。

○委員長（菅原辰夫君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） どのくらいが適正な価格かというと、なかなか難しいところだとは

私も考えております。

1つは、これまでの例を取り上げさせていただきまして、既存の町営住宅の借地料というごとに設定をさせていただいたわけでございます。それともう1つ、工事の場合、借地をするときの基準というものがございまして、その場合は土地価格の6%、これが年額だというふうな1つの基準がございます。建っている場所がほとんど山林であったり、農地であったりしたわけでございますけれども、今回、借地料をお支払いするに当たって、実は町民税務課のほうに有料で借りた場合、これまで非課税扱いだったんですが、どういう形で課税されるのか、協議をさせていただきました。税法上はどうしても現状主義ということがあるので、もし現状が宅地であればどうしても宅地の課税をしなければならないということでございましたので、農地であれば、ご存じのように大体今1平米2,000円前後の価格に6%を掛けて12円という価格しか出てこないんですね。そうすると、所有者の方から見れば、町でお支払いするのが農地の価格で、税金だけは宅地の価格で税金をとるのかと。当然、そういう話になろうかと思いますので、であれば、借りる側も宅地の価格を基準に借地料を算定すべきじゃないかというふうに考えております。事業推進課で出している標準的なものを見ますと、6,000円から8,000円の間で価格が設定になっておりますので、それに6%を掛けてやりますと8,000円であれば480円、割る、2ですと40円という価格になるので、現在町で借りている価格と、それから工事でやる場合の基準から照らしても、40円であれば適正な価格でないかというふうに判断をしたところでございます。

○委員長（菅原辰夫君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　いろいろ算定基準にはそれだけの理由があろうかと思いますが、貸すほうが単価によりまして拒否されると、そういうことの出ないような、やはり契約内容にしないと、後で支障が出るのかなと、その辺心配しているわけでございますが、まだまだ集約等も多分進んでいないんだろうと思いますので、まだ何年かは土地はお借りして、仮設を撤去できないといいますか、継続していくかなければならないわけでございますので、その辺は所有者と余り問題が起きないような方法でスムーズに再契約をしていただくようにされるべきだと思います。

○委員長（菅原辰夫君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　委員おっしゃるとおりだと思います。この辺につきましては、町としても所有者の方に丁寧にお願いに上がりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（菅原辰夫君）　ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1点だけお聞きしたいと思います。

29ページの2目の総務費寄附金、これがふるさと納税寄附金と、それから災害復興推進費寄附金がありますが、この辺は支出のほうで多分説明がされると思いますので、支出のほうでどんな使い方をされるのか、この辺確認しますので、今回は質問はいたしません。

それから、17款の繰入金、緑豊かで活力あるふるさと創出基金繰入金とか、それからふるさとまちづくり基金繰入金、その辺も支出のほうでいろいろな項目が出てきますので、この辺も支出のほうでまた改めて質問したいと思います。

そして、1つの質問は、27ページ、1目の財産貸付収入、この中の土地貸付収入、この土地というのはどの部分なのか、その辺だけ教えてください。

○委員長（菅原辰夫君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この分でございますが、総務課関係だと150万円ほどでございますけれども、主に携帯電話の基地局あるいは電柱、そういったものが22カ所貸し付けしております。そのほかに産業振興課関係ございまして、漁協のカキ置き場とか、あるいはまた草地、そういうものが土地貸付収入でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 組合とかそういった個人のほうに土地を貸し付けて資金収入を得ている。それから、携帯とかそういった電波塔、その辺の関係の土地の貸し付けに当たっている収入ということ、わかりました。

町民の方に町の土地をお貸しして今後の復興にプラスして活用して貸しているのかなというような感じで私感じていたものですから、基本的に町民が再建する意味での漁協のカキむき場、ああいったところに関しては優遇というような形でそういった貸付金を取らなくてもいいのかなというような感じもします。被災地で債権者が一生懸命頑張っている土地に関しては優遇な状況をつくっていくというのも町のほうで必要かなと思いました。

わかりました、ありがとうございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 28ページの財産収入の2節、立木壳払収入、これは三陸道の関係でお金が入金にならなかつたということですが、これは前回、収入を見込んで収入に計上されたのかなという、そういう記憶しているんですけども、その辺が戻しているのかどうか。

それから、素材生産の関係ですが、4団体、分収林なんでしょう。これは素材ですから、どういうような計算をしているのか。その計算内容と単価設定の内容、それについてお伺いし

たいと。

大した金額ではありませんが、林業は非常に厳しい現在内容になっていますから、そういうことで伺いをしているわけです。できれば、こういうものは本当は山林の場所、余り何カ所でもないのでしょうから、地図で、山林の図面等で示してもらえば即座に判断できますが、山林の場合は、ほとんど本当は地図で説明するのが普通なんですよ、仕事なんですからね。

それから、32ページの前者もお話、発言ありましたが、土地代金の関係、私は単価についてもともと山だの畠を町のほうで整地して、そして住宅地にしてお貸ししているものですから、いろいろな考え方がありましょうが、単価的にはこんなものかなと。

ただ、契約が終わっているわけです。その中で、2名ほどから、「いや、うちを建てたいんだ。町に貸してしまったために去れと言われないので、困っているんだ」と言う人が2人ほど、そういう話が来ているんですよ。だから、そのようなことはどういうふうになるのかなと。契約が済んだら、さっと建てようしていたのか、その後に自分で、高台がなかなかはかないから自分で建てようというふうに考えたのか、わかりませんが。名前まで申しませんが、そんなことを聞いておりますが、それらはどういうふうに対応しようとするのか。課長のほうにはそういう話はないのかどうか。そういうことであれば、やはり自立しようとしている方にも配慮する必要があるのかなと、そう思います。

それから、今後、何年ぐらいで、いつまで、また何年……。これは防集の関係になるんでしょうが、計画に、そういうふうに何もかも行くものじゃないから、思ったように。特に期日、みんなおくれていると思いますよ。そういうふうに個人の土地を借りている場合は、いつまで去るんだなというようなことを想定して貸しているわけですから、その辺をどういうふうに考えるのか。そういうことを考えれば、個人の、いや、だめだと、それではだめだと、平米40円だの30円で貸さないよとなった場合は、それはそれでまたその人たちに検討する必要があるのかと思いますが、どういうものか、その辺も。損害賠償しなくてはならないですから。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、1点目の樹木売払収入の三陸道にかかる部分でございますが、改めて経過を申し上げますと、昨年12月に平山館の町有地、この部分については約3町9反歩、金額にして、ここに記載ありますように、3,453万4,000円でございます。それから、その土地にかかる立木分として837万7,000円、昨年12月に単行議案で議決をいただきまして、本来であれば3月31日に国土交通省からその部分の代金が納入されるはずでございましたが、分筆登記に相当な時間を要するということで年度内に支払いが困難だということで、ど

うしても新年度に支払いが延びてしまうということの協議がございまして、この間の補正予算で一旦減額をさせていただいて、新年度こちらのほうに改めて同額を予算化計上させていただいたという経過でございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 素材生産売払収入1,587万4,000円の積算についてということでございますので、こちらは申し上げました入大船沢、場所は入大船沢の林齢で35年から58年程度の山林、面積で19.98、約20町歩の面積に対する間伐事業の素材生産でございます。材積につきましては、3,600石を見込んでおりますが、これは全体の山林の約3割程度を間伐する計画にしてございまして、搬出される材積として3,600石を見込んでいるところでございます。これは定点測定法、プロト調査によりましてそれぞれの山の現在の森林状況をもとにした算出を行い、材積を積算したところでございます。これに対する単価の設定でございますが、4メートルものと、それから2メートルもの、それぞれにここ近年の共販所における単価の数値を参考にしながら設定をいたしましたが、4メートルもので石単価で2,800円、それから2メートルもので石単価で2,500円として積算をいたしまして、この木材部分に係る売払収入として1,024万3,000円ほど、これに補助金が加わりまして、補助金が標準的な県の基準によります標準経費の約65%程度に対する補助金が出ますので、その金額が563万1,000円となります。合わせて、収入合計で1,587万円というような計上でございます。

よろしくお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

阿部委員、建設課長の答弁ありますけれども……。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 申しわけございません。

1点、お話をいただいているので、返還のお話でございますが、先ほどお話ししたとおり、昨年来、何名かの方からそういうご相談を受けているところでございます。同じ方でなければ、こちらとしても対応を考えていきたいと思いますので、後ほど、もしよろしければ、お名前を教えていただければというふうに思います。

それから、仮設住宅の今後の動向でございますけれども、どうしても本設が終わらないうちはなかなか退去というものが難しい状況にございますので、あと何年という具体的な数字はなかなか申し上げられないところでございますけれども、阪神淡路の例を申し上げますと、最終的には5年ほどかかっているという例もございますので、今回、南三陸町にとりましても大体そのくらいは見込まなければならないかなというふうに考えてございます。

今後、その一部なり、そういう返還のお話し合いが来たとき、空き家がこれからどんどん発生していくと思います。その上で団地間の統廃合も当然考えていきながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 済みません、数値の説明でしたので、消費税の部分が、先ほどの数字に漏れておりました。約50万円ほどの消費税がプラスされて、この金額ということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そうすると、財産収入、売払収入、お金が入らない。分筆がおくれている。いつころまでに分筆が決まるのか。地主のほうも神経使っているんですから。地主というのはその辺の関係などもあるわけですから。いつころまでに分筆を終えようという計画なのか。非常に測量士さんは忙しいから、私も二、三ヵ所頼んでいるんだが、なかなか……。町のほうが優先だろうと思いますので、一体いつころまで終わるのだろうかと。1年、8カ月だの、10カ月だのかかるんですから。いつころまでに終わるものか。

それから、その樹木。これから事業費がかかるんだ。事業費のほうがかなり多くなるんじやないかと思いますがね。何ぼ補助もらっても、間伐、2,800円の2,500円、間伐材なんていいうのは投げるのが多いわけですからね。事業費、歳出で出るんでしょう、歳出で。念のために、現段階で説明できればお願ひします。わかりますよね。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 国土交通省との当初の契約は3月29日まで支払うと。その以前に登記が完了すると。そういう契約でございますが、今回、改めて変更契約の協議が参りましたて、本年の7月31日まで期間を延長してほしいということでございますので、これ以内には料金が入るというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 歳出のほうでも出てまいりますが、全体の事業ということでご説明をさせていただきますと、支出のほうで出てきますのが、この全体1,580万円に対して、957万8,000円の歳出を見込んでございます。差し引きますと、実質予算上の利益として残りますのが629万6,000円。これを石単価に戻すと、石当たり1,749円の利益となる。委員さんからご指摘のとおり、補助金が入ってのことですので、補助金除きで純粋な木材だけで計算しますとわずかな利益になってしまふということは、ご指摘のとおりでござい

ます。（「終わります」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君）ほかに。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 おはようございます。

31ページの19款諸収入の中の3節商工費貸付収入のことについて、7,000万円計上されてあるんですけども、これは説明のとおりはわかるんですけども、融資に対する収入ですから、これが果たして、こんなに多くの金額ですから、商工業者に融資をする際の金利の妥当性とか、あるいは償還遅延金とかというような形の見込み等々も含めた問題なのかどうか、いま少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、金額は小さいんですけども、雑入の中の6節教育費の雑入の中に、町誌等売上代金10万円計上されてあるんですけども、これは確かに谷で保存された期間もあったやに見ておりますけども、これはまだ残されてあるものか、あるいは流されてしまったもののか、その辺、いま少し……。

○委員長（菅原辰雄君）産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君）31ページの19款商工費貸付収入の7,000万円の関係でございますが、これは中小企業振興資金ということで、これは町内の金融機関に毎年度7,000万円を預託します。金融機関はそれに基づきまして、これの7倍まで、4億9,000万円の枠でもって融資をいたします。これは預託しているものですから、それはそのまま回収になります、金融機関から。委員がお尋ねの利率等に関しましては、その金融機関とそれから融資を受ける方のやりとりになりますが、昨年度はこの関係で、いわゆる震災の関係で、返済が困難になった場合のケースで条例を制定していただきましたが、これを預託して実際に貸し付けする際には信用保証を受けてもらいます。信用保証のための補給金も出しておるんですけども、予算計上しておるんですが、それも、まともに回収されればその分も回収されるんですけども、中にはそうでない部分があった場合、債権回収機構のほうでそれを買い取りまして、その補給金を出した分がそっくり戻ってくるということはなかなか難しい場合がありますので、今回は補給金の返戻金とその補給金を出す分とそこに若干の差額が生じているという、そういうような内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君）町誌、志津川町誌、歌津町誌があつたんですけども、志津川町誌は「生活の歓」とか3セットのもので1万500円、それから資料編が5,000円の2冊で1万円というふうなあれで、志津川町史につきましてはベイサイドアリーナに保管してあります

て、その分が500冊以上ありますし、それから入谷の伝習館にも二、三百冊ぐらいあるので、震災後いろいろ欲しい人なんかもありますし、結構、24年度で20冊ぐらい売っています。歌津町誌につきましては、支所にありましたので、全て流出しております。歌津町誌も欲しいという方があるので、幾らかそれも印刷したいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 融資の関係、そうすると町で一次銀行に預けるんだと。そして、中小企業者はそこから融資を受けるときは銀行との取引で利率等々あるいは償還金等々は決めてくださいということの理解でいいですね。

と申しますのは、なぜお尋ねしたかというと、いっそ農業のことばかり言っていると、町の商工会は考えないのかというようなご指摘もありますから聞いているんですけども。

復興商店街等々で大きな町の活力を復興当初から考えていただいた商店街の人たちです。それに対して、金融機関任せでなくして、やはりこうしたことの商店街に支援していくような利率の設定等々をやはり、金融機関で決めることなんだけれども、町としての対応、考え方…。やっぱり聞いてみると商店街の人たちも大変なんですよね、実際に。お昼食べに行って今の現状を聞いてみると、容易でない経営というか、負担になっているということをよく話されるんですよ。そういうことからすると、やはりこうした商店街の支援、商店街の人たちも一生懸命努力していますから、そういう意味合いでは、町としての支援策として、これは積んでおくのだから、利率の関係はどうなのか。利率を特別に下げてやるとかというような、そういう考え方というか、現在の扱い方といいますか、そういうものはやっていないかどうか。一度お願いしたいなと思います。

それから、町誌等々の売り上げ計上でございますけれども、ただいまの説明でわかったんですけども、「温故知新」という、「故きを温ねて新しきを知る」ということでは、今回の震災等々について、あるいは津波のことについてなどは、町誌にたくさん掲載されてあるんですよね。そういう意味合いでは、やはり見ていただくとか、あるいは学校図書として子供たちにも見ておいてもらって、こういう歴史があったんだなということをやはり知ってもらうためにも、こういうことを残しておかないので、倉庫に入れっぱなしにしておかないので活用してもらうということが大切ではないかなというような思いから、金額等々でなくして、その町誌の活用をいかに、例えば子供たちあるいは一般住民、こういうことがあったんだということをやっぱり知らせるためにも買い上げていただいて、それこそ完売というか、そういう支援の方法も、復興支援の方法も、収入として見られるということならば考えてもいかがかなというような思い

でこのことについてご質問をしたわけでございます。

お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 中小企業振興資金の融資預託金に関しましては、先ほど委員がご了解したとおりでございまして、これは一時的に銀行の貸し渋り対策というものがありましたよね。貸し渋りとか、それに対して、先ほど申しましたように、町が町内の金融機関に7,000万円を預託して、その7倍まで貸してくださいよということとして、今お尋ねの、じゃあ、それ以上の支援はないのかということなんですが、これを使う際に、普通、金融機関からお金を借りると、信用関係もあるでしょうけれども、信用保証協会から保証を受けると思います。その際の信用保証料だとかいうものはその取引関係でどちらが負担するかとかとあるんでしようけれども、私どものほうは、この関係でこの資金を借りる場合には、さらにその信用保証料の補給もしております、利子補給ではないですけれども、信用保証料等の補給金も出しておりますので、これで何とかやっていただけないかなと思いますし、それから、融資の状況というのは、その時点、その時点でいろいろと環境が変わってくるかと思われます。もっともっと有利な融資条件もあるかと思いますが、中小企業の方々はその有利な条件の融資を使いながら経営されているものと、こう理解しておりますが。確かに委員がおっしゃるとおり、事業をする際にはいろいろな意味で資金は必要とはなると思いますが、現時点で、町でこの部分として助成しておるのは先ほど申しましたとおりでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 町誌等、ただ倉庫に入れっ放しではなくて、各学校にももちろん志津川町誌なり歌津町誌ありますし、それを活用して、先日も細浦の三角貝、そういうふるさと学習……、ふるさと学習は有名といいますか、力を入れてずっと、それだけの実績もありますので、そういう形で継続して行っていますし、それから見やすい形でDVDに、これも支援いただいてつくったんですけども、歌津町誌、志津川町誌、つくりましたので、パソコンで見る方だけではなかなかないとは思うんですけども、そんな形で広く町の歴史というものをきちっと伝えていくというふうなことで制作したりしています。

それから、小学校の副読本を、これも支援いただいてつくったんですが、それをもとに新年度から、25年度から授業して6年生にふるさとの歴史なり、そういうものを勉強してもらうというような予定になっております。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 中小企業振興資金融資預託金の回収金ということなんですけれども、信用保証料等々、信用保証がしてあるから問題ないと言うんだけれども、信用保証料というのは、信用保証協会というものは、私も経験あるんですけども、それは万一、償還が、銀行との取引なんだと思うんだけれども、「できなくなった場合には、財産を全て処分して払いなさい」ですから。途中で流されていくときに手を引っ張って助けるのであればいいんだけれども、一切そういう内容になっていないかどうか。それは、商店は生きられませんよ、そういうふうになつたならば。だから、こういうことも視野に入れながら、商店街のまちを何とか再生しようと立ち上がっている若い人たちの商店主のために、こういうことを十分考慮に入れた貸し付けをしてもらうように取り計らっていただきたいなど。信用保証協会というのは、繰り返しますけれども、「払えない場合には、全て処分したときにかわってやりますから」ですから。あるいは倒産で手を上げたときにしかならないんですよ、保証料、何というのは。その辺はどうですか。そういうふうに感じとて、大丈夫という何が、確信はありますか。いま一回。

何のほうはわかりました、町誌のほうは。とにかく調子よくやってください。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回の東日本大震災の関係、今委員がおっしゃいましたように、事業を続けるのが困難なものですから、融資を受けた分を返済にくくなつた場合、その場合に、今言われたように、信用保証協会が流される途中で手を引っ張るということはございません。流されたしまった後の手続をするということでして、それで、昨年度、この中小企業振興資金を原資として使つた場合でそのように返済が滞つた場合に、その救済策として、それを、信用保証協会のほうではその債権を回収するために、今おっしゃいましたように、返済すべき債務者から全て回収しなければならないんですけども、その債務額の残つている残債を、今度は別な機関をつくつて、そちらのほうにその債務を一回買い取つてもらいます。ところが、買い取るといつても、債務額全てを買い取るわけじゃなくて、その何割かを買い取ります。そうすると、その差額が生じてまいりますけれども、その差額を今度は、これを預託しているほうと債権回収機構のほうとで折半をしましようという、そういうような制度ができたものですから、それを、町としては本来回収すべきものを回収ができなくなるという場合には、これは議会の議決を経てその分を免除しなければならないということになつていますが、そうしますと、仮にどの企業がそうなつたのかとか、それから、結構な数字が、件数が出てくるとぐあいが悪いということで、それで、昨年度条例をつくつていただきまして、その件に関しては一括して認めていただくと、それで処理をするという、そういう条例を認めていただきまし

たので、委員が懸念されるようなケースは多分にあるかと思います。実際にそういうケースは本年度発生しておりますけれども、今その預託金が、7,000万円が回収になる予定なんですがけれども、中にはそういうようなケースでこれが7,000万円を下回るケースが出てくるということは、これは多分に考えられることではございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 33ページの6節教育費の雑入の中から1点、認識不足といいますか、記憶が薄れたといいますか、志津川小学校気象観測委託謝金という、この点をご説明いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 志津川小学校の敷地の一部にアメダス設置をしているんですが、30平米ほどなんですかとも、その部分の謝金として毎年いただいているというふうなことでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 ページ数は、応急仮設住宅の借り上げの何ページでしたか、わかりますね。先ほどもお話がありましたように、仮設住宅の借地料ということで、37団地で期間が切れたから新たに有料という形で民有地のほうを借り上げると。このときの契約期間というのは、これは1年なんですかね。1年、期間ですね。また1年ごとに更新をしていくというふうなお話ですね。先ほど来、単価の問題でも議論されておりますが、私も単価の件についてですが、いろいろと町が借り上げている、いろいろな使用目的さまざまあります、その場所、場所によっても単価が違うというようなこともわかっているんですが、ちなみに、もと役場庁舎の建っていたときも、あれも借地だったかと思うんですが、あのときの借り上げ地代金は平米当たり幾らでしたかね、今わかりませんか。わからないですか。総務課長ですか、30円ぐらいでしたか、40円ぐらいでしたか、幾らだったですか。大体でいいです。流されたからね、当時の資料。

○委員長（菅原辰雄君） それでは、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（菅原辰雄君） それでは、会議を再開いたします。

総務課長の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、旧志津川町役場の敷地の月、坪当たりの借地料でござい

ますが、坪単価で月658円、平米で直しますと199円という価格でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 応急仮設の住宅の今回の借地料ということで、全額交付という形でそのまま地主さんのはうに行くというような内容のお話でした。役場庁舎の借りておった代金までは引き上げろということではないんですが、余りにも私は安いのではないかなと。あの震災があつて、皆さん避難所におったわけです。そのときに仮設に一日も早く移さなければならぬと、そういった強い思いで地主さん方に交渉したんですよ、お願いしたんですよ。それを快く、みんなのためだと、被災された方のためだということで快諾したわけです、協力という気持ちのもとに。あのときの思い、気持ちを考えたならば、土地の課税の6%とか、決まりは決まりだとか、そんなことの気持ちにそのときなりましたか、そのありがたさというか、感謝のときの気持ち。私はそういったパーセンテージとか額ではばかり知れないものがあるというふうに思います。ですから、199円まではいかなくとも結構ですから、32円とか40円、この額はないのではないかという思いでいます。さらなる検討をしていただきたい、これは出どころは国ですか、県ですか。きのうからトンネル予算とかいうような言葉が出ていますけれども、余り聞きなれない言葉が出てますけれども、暫定予算とか補正予算というのは聞いたことがあるけれども、トンネル予算というのが出てきたんだけれども。でありますから、ひとつこれは交渉してやはりもっと上げていただきたい。もしできないのであれば、やっぱり町のはうでもある程度の負担、これもするような検討もしていただきたい。いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 借地料につきましては、一番最初に申し上げましたとおり、現在、町営住宅を借りている単価が1つございます。類似施設ということで、その単価を考えますと、一番上限が40円になっているということでございます。それで6%と申し上げましたのは、その単価が適正かどうか、こちらとしても判断しなければならないので、一般的に工事の場合、借地するときに基準が6%でありますので、それと検証した結果、ほぼそんなに相違がないということなので、40円が適当であろうという判断をしたところでございます。あくまで実勢の単価ということで設定をしておりますので、施設が違うと、それからまた立地条件が違うと借地料も変わることとは当然のこととございます。ですが、現在建っている町営住宅と、仮設住宅が建っている立地、さほど差がないという判断でございます。当然、2年前に大変な中でご協力いただきことにつきましては大変感謝を申し上げております。それは多分、お金でないと、当時もそういう判断のもとに、地域のため、それから、町民のために貴重な土

地を提供していただいた。そういう、自分も被災しながらも、将来、自分がそこに建てたいという希望が多分あったかと思います。その辺も全て御破算にして、あくまでみんなのためということで協力いただいたことにつきましては、これは多分、言葉では尽くせないほど感謝を申し上げているところでございますので。ただ、我々としても、今できる精いっぱいの金額がここでございますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、契約につきましては、毎年、1年ごとの更新ということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 役場の担当者としての発言はそのとおりであります。わかりますよ、あなたの立場上、そう言わざるを得ない。職員ですから仕方ないんです、わかります。適正価格を決める上で、判断する上で、いろいろと類似される町営住宅とか、さまざまな土地、土地の、場所も違いますから、それらを見て検討した結果だということもわかります。

ただ、私何度も言うわけではないんですが、今度はこちら側のほうですからね。町営住宅じゃないんです、これは。避難をされた方々が住まいに困ってどうしようかというときに仮設住宅を建てるための土地なんです。それを言っているんです。いいんですよ、町営住宅とか、いろいろな条例がありますからね。それはそれでいいんです。町営住宅ではないんです。それも30年も、40年も支払うわけじゃないんです。皆さんのが自立再建あるいは高台移転、いろいろとこれから進む道さまざまありますけれども、それまでの期間ですから。でありますから、当時の地主さんたちの思いというものをこちらも考えてやらなければならないのではないかなど。それにはやはり、決まりきったお金も、額もわかりますが、さらなる上乗せも必要ではないかなということを言っているんです。

であれば、町長、ひとつ、県のほうあるいは国のほう、それも掛け合って、あるいは掛け合っても無理だとするのであれば、ぜひ町のほうからの負担という形で、この32円から40円という額ではない額をやっぱり示すような努力をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、経緯等については建設課長がお話ししたとおりでございまして、私も地主の皆さん方には震災以来、大変お世話をいただいたということでお会いすれば感謝の言葉を申し述べさせていただいております。基本的には、今建設課長がお話ししたとおりでございまして、我々とすれば、地主の皆さんにもご理解をいただいて今回の契約を結ぶということ

になりますので、そこはお互いに了解をしてのことだというふうに理解をしてございますの
で。今ご指摘の部分については理解は申し上げますが、そういうことでひとつご理解いただき
たいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 32ページの応急仮設住宅の借地料ということで、いろいろな考えがあるよう
でございますが、私といたしましては、当時はぜひうちの土地に仮設住宅を建ててほしいとい
う人がたくさんいたわけで、私の町も大したものだと感じておりました。皆さんに善意でも
ってぜひ仮設住宅を建ててほしいということで、もちろん無償でいいということで話されまし
て……。当時ですと、私も当然感じておりましたが、2年で住宅の再建ができるなんて誰も思
っていなかつたわけでありまして、当時の課長に、「契約の際には、その辺をきっちり決めて
契約しておかないと、後でトラブルのことにもなりますよ」ということは、私は提言しておっ
た経緯がありますが。なぜ、当時の法的には2年間ということでありまして、それ以上の契約
はできなかつたものと思っておりますが……。

そういうことで、課長、どうなんですか。やはり中には、「うちでは地代は要らないよ」
という方も多い多分相当あったとは思うんですが、やはり、その方にだけ払わないというわけにも
いかないし、全員に払うことなんだとと思うんですが。やはり、そういった善意のもとに成
り立ってきた借地でありまして、土地でありまして、これは今後、やはり多分4年、5年とか
かかるものと思いますので、その辺はきちんと理解を求めて、そしてこの金額が多い、少ない、
いろいろありますけれども、その辺を協力をいただいていく。それが私はこの震災にあっての
あり方だろうと思いますが、その辺で理解を求めていってほしいと思いますが、課長はどのよ
うに考えますか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返しになりますけれども、当時大変な中での貴重な土地をご
提供いただきました皆様に大変感謝を申し上げているところでございます。私どもといたしま
しては、今考えられる精いっぱいの金額ということでご提示をさせていただきました。少な
い、多い、または要らないという方も中にはいらっしゃるかと思いますが、そこは丁寧に説明
をしてお願い申し上げるしか、私の立場としてはございませんので、そういう形で進めていき
たいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 多分、当初の流れからいきますと、要らないという方が大分おったのだろう

と思いますが、その辺はひとつ協力という形で、町としても善意ということで示してほしいと思いまし、ぜひ理解を求めていってほしいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君）ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君）なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

では次に、歳出に対する細部説明及び質疑に入ります。

初めに、1款議会費、34ページ、35ページの細部説明を求めます。局長。

○議会事務局長（阿部敏克君）それでは、34ページ、35ページの議会費についてご説明申し上げます。

議会費につきましては、本年度、25年度の議会活動に要する諸経費を例年どおり計上したものでございます。昨年に比較いたしまして100万円ほど減額となっておりますが、主な要因といたしましては、4の共済費、議員共済費負担金が本年度2,079万円となっておりますが、24年度に比べてこの部分が200万円ほど減になっております。この部分については、負担率が5%ほど減額になったというのが主な要因でございます。

なお、報酬につきましては、ことし11月5日で任期満了ということで、10月分までは15人の部分で報酬をとっておりますが、11月以降、16人に戻るということで予算措置をしておりますので、この分で100万円ほどふえたということで、差し引き100万円の減というふうな内容になりました。

以上で議会費の説明を終わりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）担当課長による細部説明が終わりましたので、1款議会費の質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君）ないようであります。それでは、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、35ページから57ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君）それでは、総務費に入る前に、予算書の9ページをお開きいただきたいんですが、債務負担行為につきまして、歳出の際にご説明いたしますということにしておりましたので、9ページの債務負担行為、説明をさせていただきます。

最初に、排水設備等資金融資あっせん事業でございますけれども、いわゆるトイレの水洗化に伴う融資でございまして、1戸当たり100万円以内でございます。融資に係る利子を町が補

給するというような形で債務負担行為を設定してございます。

それから、続きまして東日本大震災農業経営安定資金の利子補給でございますけれども、今回、東日本大震災に被害を受けた農業者の方が規模拡大等を図る目的で資金融資を受けた場合に、その利子補給をいたすものでございます。貸付限度額が3,000万円以内でございまして、JA南三陸の正組合員が条件ということになります。貸付金利でございますが、固定で1.975%、そのうち、JAが0.738%、町が0.737%を利子補給いたしまして、農業者の末端金利は0.5%でございます。

続きまして、活性化センターいづみの体験農園指定管理委託料でございますが、過般、議案でも説明いたしましたように、年間30万円でございますけれども、26年度、27年度分を債務負担として計上してございます。

次に、中小企業の資金の損失補償でございますけれども、保証協会に損失が生じた場合、その分を補償するものでございますけれども、25年度から35年度までということで、預託金の10分の1、いわゆる700万円以内というような補償の内容でございます。

次に、復興拠点連絡道路事業委託ということで、復興拠点の連絡道路の実施に伴いまして、本件につきましてはURに事業要請をするものでございます。3ヵ年で事業を行いたいということで、25年度から27年度までというふうに債務負担を設定してございます。全体の事業費は16億7,000万円ほどでございますけれども、25年度は契約行為と造成工事、26年度以降は造成工事と最後に完成というような予定となってございます。

次、高台接続道路事業築造工事ということで、防災集団移転事業の高台への接続道路、町内7地区、8団地に8路線の道路を予定してございます。事業年度も3ヵ年度見込んでおります。25年度は前払い金だけ支払うということで、債務負担行為の設定は27年度までということで、27年度に8路線の完成を見込んでございます。この全体事業費が15億4,600万円ほどでございます。

続きまして、津波復興拠点整備事業委託ということで、中央地区ということで、津波復興拠点（中央地区）の実施に伴いまして、これもURのほうに事業要請を行い、3ヵ年度で工事を終了したいということで考えてございます。25年度早期にURに事業要請をして契約を締結したいということで考えてございます。これも全体事業費が59億6,000万円ほど見込んでございます。平成25から27年度でございますけれども、契約行為から造成工事、完成まで、3ヵ年で行いたいということでの債務負担行為の設定でございます。

次に、被災市街地復興土地区画整理事業委託でございますけれども、被災市街地の土地区画

整理事業、こちらのほうもUR都市再生機構のほうへ事業要請を3カ年度で完成を目的に行う予定でございます。25年度の早期に事業要請をしたいということで、できるだけ早く契約を締結したいということで考えてございます。これの全体事業費が48億6,000万円ほどでございます。

次に、防災集団移転促進事業（西地区）でございますけれども、西地区の事業実施に伴い、こちらのほうもUR都市機関のほうに事業要請をいたしまして、3カ年度で終了したいということで計画を組んでございます。全体事業費が52億9,000万円ほどでございまして、25年度は契約行為、それから造成工事に入りたい。25年度の造成工事につきましては26億4,500万円ほど見込んでございます。以降につきましては、26、27で完成予定というふうに考えてございます。

それから、最後になりますが、防災集団移転促進事業用地造成工事ということで、町内19地区、25団地の造成工事を3カ年度で行う予定のために設定をしているものでございます。なお、この部分については、志津川地区の東、中央、西地区、これを除いた町内19地区、25団地の造成工事でございます。全体事業費が135億7,000万円ほど見込んでございます。平成25年度に完成予定が6地区7団地見込んでございますし、ほかに13地区18団地には25年度内に前払い金が発生する予定でございます。

以上で債務負担行為の説明を終わらせていただきます。

それでは、35ページでございますが、総務費の総務管理費でございます。前年度と比較して5億8,600万円、率にいたしまして53%ほど増でございますけれども、この主な増の内容は、いわゆる派遣職員にかかる経費でございまして、派遣職員の負担金は前年度当初と比較して約4億5,000万円の増、それから職員宿舎の借り上げが前年度より3,000万円ほど増、それから赴任旅費等が1,500万円ほど増、新たに通勤用の車両借り上げで1,500万円ほど計上いたしました。こういうことで、前年度より5億8,000万円ほど増でございます。

続いて、36ページ、37ページでございますが、職員手当で、下段のほうに単身赴任手当、これは5人分見込んでございます。それから、災害派遣手当1億4,400万円でございますが、昨日も若干ご説明いたしましたけれども、1日3,970円の災害派遣手当が支給されます。その365日、掛ける、100人ということで1億4,400万円計上させていただきました。

それから、9の特別旅費でございますが、3,000万円でございますけれども、これも派遣職員にかかる部分でございまして、赴任する際に平均約15万円、帰る部分で15万円ということで、1人30万円、掛ける、100人分を見込んでございます。

それから、37ページ、使用料で車両借上料というものがございます。今、ほとんど派遣職員が佐沼あるいは登米地域から通っているわけでございまして、車を持ってきている方もございますが、持ってきていない方につきまして15台、町が借り上げをいたしまして、派遣職員にお貸しすると、こういった内容で月8万8,000円、15台分を計上してございます。

それから、38ページ、39ページでございます。

38ページの上段、3行目でございますけれども、職員宿舎借上料、これについては月5万円の12カ月、100人分を見込んでございます。それから、宿舎家電借上料ということで、テレビ、冷蔵庫、いわゆる家電製品5品目をお借りしてそれぞれ派遣職員に貸与するというような形で、その家電借上料が850万円でございます。

39ページ上段でございますが、災害対策長期派遣職員負担金ということで、この部分は人件費部分でございますけれども、1人マックスで900万円ということで、100人分見込み計上しているところでございます。

続いて40ページ、41ページ、財産管理費でございますけれども、こちらについては、前年度より約1,100万円減ということでございます。前年度はこの下の仮設住宅、プレハブで1年間過ごしましたので、当時、エアコンのリース料とか、あるいは机、椅子等の備品を購入したものですから、そういうことでふえてございましたが、本年度、こちらのほうに移りましたので、その部分が前年度より減額になったということでございます。

それから、40ページ、一番最下段にG I Sソフト導入業務委託料ということで、これは新規でございますけれども、現在、役場のほうには公図はございません。法務局の公図をいただいているんですが、本年度、法務局の公図情報をパソコンで結びまして、町の役場のほうで法務局の公図がパソコンから提出できるというようなことで、公図を町のほうで導入するシステムでございます。現在、総務課と復興事業推進課にございますし、窓口でもこれを発行できるというような体制になってございます。その1年間の業務委託料ということでございます。

それから、年間の財産にかかる経費を計上させていただきましたので、説明については省略、割愛させていただきたいと思います。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、41ページ、後段の6目企画費でございます。

前年度と比較いたしまして620万円ほど増額となっておりますが、これは次のページ、42ページの19節負担金補助及び交付金の中の、辺地共聴施設整備事業補助金673万5,000円を計上しておりますが、これは歳入の際にも総務課長がご説明申し上げましたが、新井田地区における地上波デジタル放送の難視聴対策として共聴施設整備を行いますけれども、それに係る費用

の補助金でございます。今回、対象世帯は5戸予定してございます。

○総合支所長兼地域生活課長（佐藤広志君） 42ページ、7目総合支所管理費であります。歌津
総合支所で使用する事務費と管理経費の所要額を計上しております。以上です。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 42ページ、8目交通安全対策費でございます。交通安全指導
員の報酬、費用弁償等を計上してございます。

43ページ、9目防犯対策費でございます。地域安全指導員の報酬及び費用弁償等を計上して
ございます。

44ページ、10目危機管理対策費でございます。防災会議委員の報酬並びに費用弁償等を計上
してございます。

以上でございます。

○復興企画課長（三浦清隆君） 44ページから45ページにかけまして、11目の電子計算費でござ
いますけれども、これは主に住民記録や税情報などのいわゆる基幹系業務に係る電算処理業
務、それと庁舎内の情報系のLAN関係の年間所要額を計上いたしております。現在稼動して
いるパソコンにつきましては、基幹系が32台、庁舎LAN情報系が280台で運用いたしてござ
います。

次に、46ページ、12目まちづくり推進費でございますが、46ページをごらんいただきたいと
思いますけれども、19節の関係で、おらほのまちづくり支援事業補助金、これにつきまして
は、昨年度より予算額を300万円ほど増額し、全体で500万円としております。これまで補助
金の上限につきましては、いわゆる公益活動支援事業については20万円、集いと賑わいの創出
事業には30万円といったございましたけれども、およそこれについては地域コミュニティ単
位の事業ということで支援してまいりました。本年度はこれに加えまして、全町的な取り組み
を支援するために、大規模なまちづくりの事業に対しては上限100万円の補助制度を創設した
い考えでございまして、これは予算の総額での調整になりますけれども、民間から広く提案を
募集いたしまして、特に大規模な事業については2つ程度は採用したいという考え方でございま
す。

続いて、46ページの13目地域交通対策費でございますけれども、これは前年度に引き続きま
して災害臨時バスの運行に係る年間所要額を計上してございます。運行路線は12路線でござ
います。

○町民税務課長（阿部俊光君） 続きまして、47ページから私のほうで49、50まで説明をさせて
いただきます。

2款2項徴税費でございますが、1目は人件費関係の総務費でございます。2目賦課徴収費2,639万5,000円、この名のとおり、税の賦課徴収に関する所要の経費を見込んだものでございます。

49ページ、3項戸籍台帳費でございますけれども、こちらも人件費、それから通常の窓口業務を行うに当たりまして必要なシステムなどの使用料、委託料などを計上させていただいております。

以上です。

○総務課長（佐藤徳憲君） 50ページ、51ページ。50ページの下段、選舉費でございますが、51ページの2目で今年度執行される選舉の主要経費を計上しています。まずもって、2目参議院議員の通常選挙でございますが、本年の7月28日が参議院選挙の任期満了でございます。参議院選挙に係る投開票、それらの経費を計上してございます。

52ページ、53ページでございますが、町長選挙、町議会議員選挙にかかる所要経費でございます。町長選挙、町議会議員選挙の任期満了が本年の11月5日となってございます。

それから、ページをめくっていただきまして、54ページ。

宮城県知事選挙費の経費でございます。知事選挙の任期満了が11月20日ということで、本年4つの選挙が執行されるその執行経費を計上してございます。

説明は以上でございます。

○復興企画課長（三浦清隆君） 55ページ後段の2款5項の統計調査費でございますが、次のページの56ページが主な内容でございますけれども、本年度は国の指定統計といたしまして漁業センサス、それと住宅土地統計を予定してございまして、その必要な事務経費を計上してございます。

○監査委員事務局長（阿部敏克君） 6項監査委員費でございますが、監査活動に要する諸経費1年分を掲げております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時48分 休憩

午後 1時10分 開議

○委員長（菅原辰雄君） おそろいですので、会議を開きます。

担当課長による細部説明が終わっておりますので、2款総務費の質疑に入ります。大瀧りう

子委員。

○大瀧りう子委員 3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、先ほど担当課長から説明ありました債務負担行為のところから1点です。特に高台接続道路事業費があります。私、前にもちょっと質問したことがあるんですが、担当者は国で認められている高台に対する接続道路は1本しかないと。1本だけだということをお聞きしているんですが、その辺を本当に1本しかできないかのどうか。この予算の中ではそういう予算なのかどうかということをお聞きいたします。

それから、37ページの一般管理費の中の13節委託料のところに職員健康診断委託料があります。これは、職員というのは派遣職員も含まれるのかどうか、内容はどういう健診をするのか、ちょっとお聞きいたします。

それから、46ページ、先ほど説明ありました19節負担金補助金及び交付金のところなんですが、おらほのまちづくり支援事業費、これは500万見込まれまして、先ほどの説明ですと2つの事業、これを考えていると、そういうお話でしたが、具体的にはどういうふうなことを考えて、そしてどのような運営の方法をするのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興推進事業課長（及川 明君） 防災集団移転事業による団地への接続道路につきましては、これまでも委員のほうからもご質問ございましたとおり、まずは高台移転への接続道路の意義といいますのは、その団地を結ぶための路線であるということで高台移転としての道路事業として認められているところでございまして、当然、袋小路になるという地区も確かにございます。それ以降の部分につきましては、まずは高台移転の部分とちょっとまた切り離した考えの中で、今後、建設課のほうで行うようになると思いますが、町の道路整備計画というものを立てる中で検討をしていくということになろうかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 健康診断でございますけれども、住民健診で行う項目は全てやってございます。血液検査、胸部検診、やっていないのは人間ドックで行う透視とか、あるいはMRIとか、そういうものはやってございませんけれども、それはまた別にドックのほうはドックのほうでございますので、この健診にはいわゆる一般的な健診項目は全て入ってございます。予算的には500人分見込んでございますので、派遣職員も全て含むということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 46ページの19節のおらほうのまちづくり支援事業補助金のご質問でございますけれども、これは補助金そのものは、町の直接の事業というよりは民間団体での提案型の補助事業でございますので、先ほど2つぐらい採択を予定しているという形でお話し申し上げました。通常ですと、公益活動であれば上限20万円、集いと賑わいの創出という形の事業であれば上限30万円という形でこれまで募集してまいりまして、24年度は震災直後ということもありましたけれども、7つの事業が申請ございまして、全て採択した経緯がございます。その後、24年度中になりました、NPO団体が多く町のほうに入ってくるようになりますて、全町的な取り組みをぜひしたいというようないろいろなご提案もございました。ただ、24年度中はそういった支援制度がございませんでしたので、できれば、改めてこれから公募いたしますけれども、公益活動に沿った形の事業提案がなされれば、それをぜひ採択して、全町的に元気なまちづくりに向かわせていただければという形で今回この予算を計上したものでございますので、特に今現在、具体的な提案があるわけではございませんので、予算をご決定いただき次第、4月、今年度はぜひ2期に分けて募集をしたいと考えてございますので、前期・後期に分けて募集をかけていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 私、課長と何回もお話ししているので、私の意は酌んでいただいていると思うんですが、高台移転が実際に見えてきた高台に移転する予定の住民の方から、「1つではどうなんだ。防犯的にも、それから、何か団地の中で災害があった場合に逃げる道がないと、一方的に、例えば火事があった場合は、消防車がどんどん上がってくるけれども、逃げるところがない」と、そういうような具体的な話もされましたので、これはやっぱり1本の道路じゃなくて、そういう抜け出す、抜ける道も必要ではないかと私も思いますので。今、説明ですと、今後そういうことは集団防災移転とはまた切り離した形の道路整備をしたいという、今課長の説明でしたけれども、私が提案しているようなことになっていくのかどうかということをちょっともう一度確認したいと思います。

それから、健康診断なんですが、これも派遣の方たちも含めて一般的な健康診断をやると、そういうことであります。今皆さんもいろいろニュースなどで見られているように、大変ハードな職員、それから派遣の職員の方々にもハードな勤務をしていると思います。健康を損ねている人もいるので、何かこの間、ニュースを見ますと、大変心のケアというか、精神的にいろいろそういう発病している人たちが多いと。ただ、南三陸町はいなかつたというニュースが出ているんですが、どうなのかなと思いながら聞いていました。そういう点で、全体の体の健康

診断だけじゃなくて、心のケアというか、そういう精神的な面も含めてやっていかないと、長くこういう大変な労力を使う仕事の中で頑張っている人たちにやっぱりやっていかなくてはならないかなと思いますので、改めて何かメニューというか、そういう新しいメニューというのはこの中に含まれるのかどうか。私が今言いましたように、精神的なやっぱりメンテナンスというか、そういうものも含めてやらないとまずいのかなと思いましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、おらほのまちづくり、これは前にももっと安い、30万円でしたか、そんなところでやった経験があるんですが、これは非常に本格的に今からやっていかないと、なかなか、町、行政だけじゃ大変だと私は思いながらこれを聞いていました。今年度だけじゃなくて、継続して1つの事業をやる必要があるんじやないかと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　先ほど申し上げましたのは、そういった防災上の観点、そういういたるものも踏まえて改めて高台移転の候補地等がほぼ明確になった時点で、そのための、整備するための、あるいは整備を検討するための計画づくりに取り組んでいくということでございますので、整備そのものが大前提という部分ではあり得ないという部分もございますので、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

ただ、場所によりけりという部分もありますけれども、場所によっては、どうしても道路事業として計画をしている道路から入っていくことだけではなく、作業道扱いで、どうしても道路をつけていかなければならぬという団地も中にはございますので、そこを今後の利活用とか、そういういたのも含めて計画に反映できたらなというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君）　総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君）　メンタル関係は、この委託料とは別に行っておりまして、その前に、過般、NHKで報道された、そういったメンタル的な部分でのそういう市町村の数が出ておりましたけれども、当町も全くゼロではないんです。ただ、その人数を公表することによって特定されるものですから、それくらい少ないということなんですけれども、あの人だとわかるものですから、NHKの取材には人数はお答えしませんでした。県とか国とかの場合はお答えしますけれども、答えることによって現在そういうメンタル的な部分でお休みをいただいている方が特定されるというようなことから、それだけごく少数ということでご理解いただければいいんですが、全く現在いないというわけではございません。

これまでのそういう職員のメンタルヘルス、派遣職員も含めますけれども、年2回ぐらいそういう研修会、心のケアの研修会をやっておりますし、それから健康調査ということで、いわゆる全職員にそういうストレスチェックを提出していただきまして、そういう形での現在の状況等については把握してございます。そういう内容について、今職場で改善できる部分は所属長を通じて行っておりますし、また書面でそういう職員全体の傾向としては各職員に通知をしてございます。その中で、職場のとれる対策、特定の人に業務が偏らないようにとか、休養を十分に取る、あるいはまた課全体のコミュニケーションをよくする。そういう形での、いろいろな職場内、組織内のメンタルヘルス対策はやっているつもりでございます。

それからもう1つ、東北大学の精神医学教室という、いわゆるみやぎ心のケアセンターから毎月先生においでいただいて、これは私もわからないんですが、相談に行った方がわからないような形での、毎月予約制でそういう相談活動も行っておりますし、そういうことで、町職員、派遣職員も含めて、厳しい災害復旧に当たっておりますので、そういう心のケアといいますか、精神的な部分についてはなお一層意を用いて業務を行ってまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） おらほのまちづくり支援事業の継続性のご質問でございますけれども、これから復興事業を多種進めていく中にあっては、やはり民間の活力というものが十分に求められることが予想されますので、事業的には、これまで大体3カ年を目安に事業評価を行いながら事業の制度設計を変えてまいりましたので、今回、支援枠をふやしたことでもございますので、とりあえず3カ年はこのような状況で一応事業を展開してまいりたいなというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 1点目なんですが、これは本当にそこに住もうと思っていた方たちから指摘された問題で、1カ所だけじゃなかったものですから、どういうふうに考えているのかなと思って、今質問しているんです。今の説明ですと、何らかの形で上のだけではなくて、下るところもというか、抜ける道も考えていくというお話をしたので、ぜひそれはやってほしいなと思っていますので、よろしくお願いしたいなと思います。

それから、メンタルの問題ですけれども、これは課長、あれですか。震災後はふえていると感じて見ていいんでしょうか。それとも、同じなのか。これは最初にそれをチェックというか、それをその方を見つけるというのはやっぱり上司だと思うんですね。いろいろな意味で、いろいろな今説明ありました。いろいろな面でやっているということはわかりますけれども、

そういう方ができたときに、メンタル的に非常に心のケアが、落ち込んでいるなということを感じるのはやっぱりあたりの人たちだと思いますので、その辺のチェックの仕方も含めて、きっと本当に考えてほしいなと、そういう救われるような体制をとってほしいと、そう思います。

それから、おらほのまちづくり、これは3年をめどということなので、これはやっぱりそれぐらいはかかると思います。いいアイデアがあっていい事業が展開されればいいなと私は思いますので、ぜひその方向でやってほしいなと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 精神的な部分で長期休暇を行った方については24年度1名、先ほど、数字は申し上げませんでしたが、現在は1名ということで、そういう部分では同じでざいますし、それから鬱病に係る症状のチェックというのは、やはり時間とともにだんだん少なくなってくるといいますか、そういう傾向にありますので、ただ症状によって、そういう中度あるいは重度、いろいろございますので、そういう方々についてはできるだけお医者さんにかかる前にそういう心のケアセンターのそういう相談を受けるとか、そういうふうに内々にお勧めをしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 35ページの関連になりますけれども、職員の給料、その点について伺いをいたします。

昨今、新聞、それから国会等で、地方公務員の給与が国家公務員よりも高くなっている、國家公務員並みにすべきだと、あるいは民間並みにすべきではないかと、いろいろな議論が展開されているところであります。そのような中で決定されたと思うんですね、7.8%、8.7かな、減額すべきだと。そのようなことで、今年に入って間もなく、そういうものが、例えば退職金だといろいろなものに響くために、それが実行される前に退職すると。特に教員が大勢、現下ではありますね、埼玉などは一番、国内では約300人。そのような中で、本町としてどのような考え方を持っているのか。やはり国の……、これは決まるんですから、何月か決まったんですね。ちょっとそれなりの町では町が負担しておくらせる町もあるようですけれどもね。

それらの内容について、今後どのような考え方があるのか。本町は国家公務員に比較してどういうものか。何も国家公務員と同じなようなここの何は、大体。低くともいいと思いますよ。おおよそ大きな災害を受けた町は仕事は大変だと。それは承知しておりますが、それ以上に犠牲になった同僚、犠牲になった町民、その家族、皆大変なんです。みんな一生懸命やってい

る。そんな現状ではないかと思います。そのような中で、私はちょっと奥尻町、また話しますけれども、とんでもなく下がっているんですよ、震災後には。それらを含めながら、今後の対応等について。

私は先ほど、先般の、昨日ですか、副町長について、施政方針で2人制というか、同僚議員が質問したと。それに対して、町長は、とても副町長に苦労をかけていると。本当に胸に迫る思いだったろうと、私はすぐ前でじっと町長の顔を見てそういうふうに感じました。私はそういうことがわかっていたんですから。大槌町は2人なんですから、一番早くから。私はそのうちに2人制にしたらどうだと、大体、私の言うとおりにやれば余り後で後悔しない、何事も。だから、私はそれにはそれなりの人材を選んで対応すべきだと。

何もかにも一緒にになりましたが、そのほかに……、それから全般的に人件費、昨年度と比較してどの程度差額が出ているのか。恐らく下がっていると思います、幾らかは。その国による減給と本町の比較。

それから、ことしは町長選の改選なんです。町長は4期に1回ずつ退職金をもらうんですから。幾ら万ぐらいもらって、その予算が今年取らなくてもいいのか。続けてやる人はもらわなくてもいい、続ける人は。それは重ねていいわけですね。そこら辺がどういうふうになっているのか。いっぱいある人はおろさないで、一回ずつ退職金をもらっているわけですからね。それらの考え方とか対応がどうなっているのか。議員のは一錢もありませんが、議員も改選ですが。その辺、私の思っている今の発言に対して答弁願います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） まずもって、人事院勧告といいますか、給与の削減の関係でございますけれども、現在、国家公務員は7.8%減額しております、ラスパイレスが、当然、地方のほうが大幅に上がったわけでございます。一律には、国のほうも本年、25年から7.8%削減するように地方に要望しておりましたけれども、先般、全く別な考え方で、指示といいますか、通知が来ておりまして、いわゆるラスパイレスで100を上回った自治体は削減をしなさいと、こういった通知でございます。私どものほうは昨年99.8でございました。震災前には92.2ということで、国家公務員が下がったことによりまして、うちのほうが98.8になったんですが。結論から言えば、100以下の市町村、都道府県は削減をやらなくてもいいと。こういうことでございますので、現在のところ、県内といいますか、全国の自治体も国の要請に応じて削減するかどうか、まだ決めていない団体も結構多いんですが、基本的には100以下の団体はやらなくてもいいというのが、国の指導といいますか、そういった考え方でございます。うちとし

ては行わない予定でございます。

それから、人件費の関係でございますが、一般会計の部分で、末尾にその給料の合計が載っておりますけれども、総額で11.2%上がってございますが、これは職員数そのものがふえてございます。そういうことで給料全体では上がってございます。前年171人から今年度203人というところでございますので、ただ、一般的にそれぞれ個人の給料が上がっているかといいますと、そうではございませんで、現在、大体平均当たり一般会計ですと、870万円くらいの人件費になるというような計算をしてございます。

なお、特別職の退職金でございますが、これは我々一般職も同じでございますけれども、退職手当組合に加入してございますので、そちらのほうから退職金が支給されるということで、改めて一般会計で予算化する必要はないということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 幾らもらうんだか、それによって考える人もあると思いますから、町民の中で。額、選挙の年だから、「そんなに退職金もらうのなら俺も立つ」とか、「大したことない。俺は立たない」とか、そういうことは公開するというのが原則ですから。その辺をお伺いしたわけですが、もう一度それについて伺いをしたい。

それから、わかっているんです、本町の給料が国家公務員と比較してどうだか。広報にも上がっているから。上げなくてはならないんです、これはみんなに教えなくてはならない。なっているんだから、規則で。その中で、この大震災をこうむった町民が大変な苦労をしている中で、その姿勢ですよ。私は、ちょっと安くしている地方公務員なんかいっぱいいるんだから。他も震災のときはそういうふうにしているから、本町もどういうものかと。同じだとか同じやないじゃなく、考え方がどうなんだと。本町は下げる気ありません、国並みだからと。国並みなのはわかった上で言ってるのだから。広報も。そうじゃなく、国並みだと下げてはだめだということはないんですよ。国家公務員以上に下げては何か違反ですか。その町、町で決めていいんですから。税金だって下がるんですよ。基準があっても財政の厳しい町は高く取っているんですから。夕張、とんでもない税金ですよ。そのような中で、とんでもない厳しい現状が私は待っていると思う、南三陸町は。人口が減り、そんな中で税収も大きく減っていくと。大変になるなという考えのもとに考え方を伺いしているわけであります。それなんです。もう一回、答弁。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 特別職の退職手当でございますけれども、町長は本俸の21.12カ月

分です。ですから一千四、五百万円になりますかね。21.12カ月分。（「月何ぼ」の声あり）
わかります、78万9,000円ですので、1,660万円ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員の給料の関係で、私のほうから考え方ということでお話をさせていただきますが、ご案内のとおり、震災からまる2年を経過いたしました。役場が壊滅をいたしまして以来、職員の皆さん、本当に夜も寝ないでという、大げさな言葉ではなくて、まさにそういう不眠不休でこの2年間仕事に当たってまいりました。そういう観点、そういった職員の苦労を鑑みて、今回の引き下げということについては、当町としては行わないというのが私の考え方でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 当町としては一生懸命やってきたから、そういう、そのままの状態というふうな、そんな答弁ですね。

ついでですので、この間の副町長2人制、大槌町では2人、即座に2人にしたのですから、それがわかっているから、私は2人のほうがいいんでないのかと。あなたは苦労するし、副町長も苦労するから。あなたのことを思って言っているのに、あなたたちは全然、そんなことは、1ミリも、1分も考えていないというような答弁だったような記憶があります。それじゃあ、大変だったろうなと思っていたら、今度は、我が同僚の質問に対しては、何か皆さんそう思ったと思いますよ、十分に近いうちに副町長を考えるのかなと。しかし、そのうち、言った、私は、大槌町の副町長は国から来ているの、国土交通省から。あと1人は振興事務所、県の若い人。だから、この間も言った、若い人がいいんだよということ。そういうことを考えるのであればそのような方法がいいのではないかなどというような考えを持っていましたし、それから、これからも忙しいのでしょうか、ただ、任期が近いですから、町長の任期が。今、任期直前に、権限を使って副町長を出すとか、出さないとかというのはどういうものなのかなと考えて、それはあなたの考えでしょうから、いいんですけども。何か聞けば、復興交付金とか、そういう中にも入っていないと、副町長の給料。それはよく考えて、町民が納得するような、そういうような方向に進んでいただきたい。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1番です。何問か質問させてもらいます。

まず初めに、債務負担行為の部分の高台移転のほうで、西地区と中央地区があるのに、ここには東地区の分がないのは、それはなぜか。単純な質問で申しわけありません。

それから、40ページ、13委託料のG I Sソフト導入ということで、法務局の公図とか、そういった部分の取得のための今回のこの予算出てきましたが、建設課、復興推進課、それから町民税務課でそのシステムを活用して公図を出力するための今回の予算計上だとは思うんですけども、町民税務課のほうの導入に関しては、公図の必要な住民に対してそれも提供するのか、その辺です。

それから、43ページ、9目の防犯対策費、15の工事請負費300万、これは多分防犯灯関係の設置だとは思うんですけども。とりあえず、今、町の中は必要なところに、住民の必要ですというような感じに対して、町のほうで防犯灯設置をしていると思いますが、夜になるとまるっきり、町中もですが、町の細い部分に入っていくと本当になくて、そしてやっぱり危険な地域がある。そういう面から考えると、この防犯灯設置はもっともっと経費的に必要かなと思いますが、この辺お聞かせください。

それから、46ページ、13、これも委託料ですね。町民バスだと思うんですが、3,500万、これは何社に対してこの委託料ということをしているのか、その辺。

それから、私も前者に引き続いて、副町長2人制ということに関しては多くの疑問を持っています。それはなぜかというと、23年、24年度と震災後に大変な業務、これはみんなが知っていると思いますけれども、町長、副町長に大変な業務がかかわって、課長職、その下の係長職もとにかく一生懸命動いたという経緯は私も知っています。その大変さも理解はできますが、その当時は、政府の大臣、そして被災地へのお見舞いとして多くの自治体から来た、そういうところからも、町長の大変さ、副町長の大変さは理解していますが、今3年目を迎えて、ある程度私は楽になったと思います。講演とかそういうものもなくなってくるし、それから優秀な課長職がいます。その分は課長職、係長職で対応できるのかなと。私は今回、施政方針演説で同僚議員から出した副町長2人制、これに関しては女川とかほかの自治体はさておいて、南三陸町はとにかくそういうものは、そこに出している経費なんか、私はないと思います、人件費で。今回も人件費の、派遣職の増員ということで、大幅な増を見ていますが、こんな中で、副町長職をもう1人、そういう人件費はどこからも出ないと思います。

こういったいろいろ話しましたが、その辺に対してお答えください。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川東地区の件でございますが、既にご決定をいたしております。3月の補正予算において、24年度から27年度までの債務負担行為を設定させていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 2点目の公図の関係でございますが、総務課長説明したとおりでございまして、法務局と専用回線で結ばれた後に、窓口でお出しができるというように考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、防犯灯の設置の関連でのご質問でございます。基本的に、国道、県道につきましては道路照明灯、大分整備になってございました。当初、国道、県道に設置したソーラー式の防犯灯につきましても、随時、町道のほうに、必要な箇所に移設をしてございます。それと、社協を介しましてソーラー式の無料のものの防犯灯を結構うちのほうにいただいてございます。各行政区等から要望のありました箇所は現地確認の上、滞りなく設置をしておるというふうな状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 4点目の町民バスのご質問でございますけれども、現在12路線を町内3事業者に委託して運行しております。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後のご質問でございますが、基本的には、これまで経験してまいりました、2年間走ってまいりました。そこで、この間質問あった際に、まさしくそろそろ体力的な限界等々も含めて必要かなという思いがありますが、先ほど4番委員がお話したように、任期が半年あるいは7ヶ月という段階で、新たに副町長を選任するということはあり得ないというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ことしの選挙で、次期選挙が行われて、町長が誰になるかによって、その時点でやっぱり副町長のもう1人ということを考えたほうが私はいいと思いますが。今の時点で、やっぱりこの話というのはあり得ないことだと思いますので、町長の今の答えに納得いたしました。

それから、ちょっと補正予算のほうで債務負担行為がされたと、この辺、わかりました。

それから、G I S、これは公図だけということですか。法務局から、どうせ、つなぐのでしたら、公図だけじゃなくて、もっともっと法務局で管理している、町民が土地の買い上げとか土地必要と、そういう部分のローン設定に当たっても、いろいろな法務局で発行している書類があると思うんです。そういう部分はやっぱり無理なのか。その辺お聞かせください。

それから、防犯灯に関しては、この間、町内の運転手の方から、「1日1回ぐらいの交通事故が発生しているんだよ。とにかく夜は怖くて通れない」と。そういった中で、今後、県道、国道から今度は町道のほうに行くということで、やっぱり、予算的には、もっともっとこの辺をふやすべきじゃないかなと。やっぱり、交通事項を起こした場合には当人も精神的なものがありますし、またこの被災の、南三陸町において、多くの車、大型車が通っています。そういうことで、甚大な事故につながるかなと。そういうことを考えれば、もうちょっと、防犯灯、こういった部分の600万ぐらいの倍の設置でもいいから、この辺の予算を上乗せするようなことはできないのか。その辺。

それから、乗合バスの関係なんですけれども、今、町内にのぼりが目立つ黄色いのぼりがたくさん立っていますが、あの位置とバス停がある位置がちょっと一致していないのは、オンドマンド方式だからなのか、その辺ちょっとお伺いします。お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） G I Sの関係でございますけれども、震災によって、地籍関係の公図、それからデータ、全て流出しました。震災後、そういった登記等に必要なものについては、法務局まで行っていただいてくるというような状況でございましたけれども、公図については、そういう被災者支援というような形で南三陸町にそのデータで提供してもらいたいですよということでおだいたいデータといいますか、資料なので、それ以上の部分については、これは国のデータもございますので、当面といいますか、私はこの公図が唯一法務局で提供できるデータだというふうに理解してございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 防犯灯の件でございます。委員おっしゃるとおり、交通事故との関連は大分あろうかと思います。ただ、町のほうといったしましても、地区から上がってきました要望につきましては、その要望、現地確認もした上で滞りなく設置しておるというふうなことでございますので、どんどん要望箇所がございましたならば、うちのほうに申しつけていただければ、現地確認の上、復旧を早急に急いで行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） バス運行に関しましては、基本的には停留所での停車というのが原理原則でございますけれども、のぼり旗が立っている、その旗そのものがちょっと町のほうでは掌握してございませんが、運転手さんの恐らく配慮によって停車されているんだろうな

というふうに思っております。ただ、震災で停留所のマークそのものが多く流出しておりますので、本年度、この新年度の予算にも停留所の新設の部分の予算も計上してございますので、それも設置しながら、改めてダイヤの編成ももう一度、再構築する予定にしてございますので、その辺できちんとした対応をしていきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 最後の乗合バスの件なんですが、やっぱりバス停がどこにあるかわからないというものもあります。しかしながら、バス停はあります。そして、のぼり旗が結構離れたところにぽんと立っていて、やっぱり、町に来ているボランティアさんとか支援で来た方がバスに乗りたいというときに、どこにあるかわからないという現実がありますので、その辺はバス停とのぼり旗、近いところに立てておけばいいと思うんです。これは簡単な住民サービス、それから、来町された方へのサービスだと思いますので、その辺はそんな形にできれば、簡単にできることはないと思います。だから、その辺、ぜひ町のほうにお願いしたいと思います。

それから、防犯灯の件ですが、とりあえず、地区の要望があれば町のほうではすぐやるというような話ですが、南三陸町に地区がなくて、そこをただ通るだけの人は、基本的にはあそこにどうのこうのというのは私はないと思います。仮設に入る途中の街路灯が欲しい。それはいっぱい立っています。しかしながら、ここで言えば、中瀬町、志津川高校の第二仮設に、あのところに行くところなんかはとにかく道が狭くて、ちょっと落ちれば水路に落ちるというような状況があるので、危機管理課、それは町内を回って、夜でも回って、それから仮設を回る方が青ランプの車がありますので、ああいった人たちに危険な部分はどこだということで確認して、ここにじゃあ、つけようじゃないかという形の方向があってもいいと思うんですが。とにかく、地区から上がってくれば立てますよというのは、やっぱりお役所仕事だと思います。私は現地を回って、とりあえずここは危ないと、ここに側溝の深いものがあるから危ないと、そういったところにはやっぱり積極的に防犯灯を私は設置するべきだと思います。

それから、公園の件ですが、やっぱり、町で必要な部分が公園かなと。それから、ローンを組む、買い上げ、買い取りに関しての住民の土地の登記簿関係はどうしても住民が必要な部分で、町としては関係ない部分なので、とりあえず公園は、高台移転とかその土地の区割りで、公園というものは必要だから公園だけというような感じかなと、今の総務課長の話でわかりました。しかしながら、法務局、前だと郵便局あたりがその代行で申請すると送られてくるみたいな感じもあったような気がしています。今、気仙沼法務局、登米法務局、ここから行くのには、やっぱり登米が今最短だと思います。時間にして40分ぐらい。そして、ここから気仙沼

だとやっぱり1時間ぐらい。そういった、やっぱり住民のこういった書類をとるには不便性がありますので、この辺も何とか行政のほうで対策を何とか、郵便局さんにお願いするとか何かそういう対策もぜひ今後図ってもらいたいと思います。

今最後の2点だけ、もう一回答弁お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 防犯灯、今、中瀬町の件が出ましたけれども、要望ございました。現在うちは建ち並んでおりませんけれども、ソーラー式を含めまして防犯灯は設置をしてございます。それと、青色回転灯による警備の方々からも、駐車場もしくはその入り口、あるいは仮設の入り口、これは要望を承っております。その確認の上に設置したところもございますので、必要な箇所を随時確認の上設置しておると。戸倉地区につきましても、寺浜から始まりまして、浸水した滝浜の付近に関しましても要望ございますし、徐々につけておるという現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 登記簿謄本の交付ということで理解してよろしいですか。（「はい」の声あり）

これは国の事務でございまして、本人あるいは代理人が登記しに行って交付を受けるというのが原則だと思います。それを郵便局でそういうサービスをやっていたかどうかはちょっと私はわかりませんけれども、今の状況とすれば、法務局に行って、個人の権利といいますか、財産に係る部分でございますので、本人なり代理人が申請して受理をしてくるというのが私は原則だと思っていますので、それを町が代行できるかというのはちょっと、今この場で、できなと思うんですけれども、その辺のお答えについては控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 わかりました。

登記簿に関しては、総務課長が言ったとおりだとは思うんですが、前、法務局が南三陸町にあって、移ったときに何かそういったことをやったような感じの私は気がしたので、いろいろな法策が考えられるかなと。

防犯灯に関しては、わかりました。

それから、乗合バスに関しても、やっぱりできればのぼり旗とバス停、それが同じようなところに設置するような形で今後町のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 今、保健福祉課から確認したのですけれども、のぼり旗は先日の追悼式の際に使った臨時の送迎バス用の停留スペースだったようで、全て撤去したという形でございますので、基本はやはりバス停留所の表示をきちんとするというのが、これが原則だと思いますので、これは新年度になりましたら適宜対応してまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 42ページ、8目交通安全対策費、交通安全指導隊員の報酬ということで、1節報酬に載っておりますが、この交通安全指導員の条例定数は35名であります、前回は26名という、今年度の充足率といいますか、その点。

それとあわせまして、地域安全指導員、これはかつて防犯実動隊がこのように変わったわけであります、この指導員の充足率等も不足しているかと思いますが、この点をお伺いしたと思います。

それから、また私も関連をしますが、36ページ等の町長の交際費等で関連がありますので、私も副町長の件でお伺いをしたいと思います。施政方針と予算概要の点で町長がいろいろとお話を申し述べた際に同僚議員が、先ほども前者もお伺いをしていたとおり、副町長について総括的な質問をされておりました。質問といいますのは往々にしまして、私もそうですが、こうして質問する胸の内といいますのは、町民の声が生かされての質問になるわけでありまして、また身近なそのような声が質問に反映をしておるところであります。いわば、往々にして学芸、学術的な範囲の質問になり得ることもあるわけであります。また、同僚議員が副町長に当たりまして質問をしましたのは、かつて職員という立場において内情を十分知っての上で、温情的な旨の意もありまして質問したかと思うんですが、町長は今任期中にはあり得ないというお答えをされました。私はこの任期後にはそういうこともあり得るのかと、ここで、関連で大変恐縮ですが、副町長にどのように受けとめられたかをお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、42ページ、43ページのご質問にお答え申し上げます。

まず、交通安全指導員に関しましては、委員おっしゃるとおり、定数は35名でございます。そのうち、現在、隊員は18名、男性15、女性5というふうな内容になってございます。震災直後はやっぱり、活動といいましても、なかなかできなかつた状況でございますけれども、震災後2年を経過しまして、定例街頭指導、1日、5の日と15、25というふうなことで、交通安全

朝の街頭指導もできるようになってまいりましたし、昨年度、交通安全教室用の信号も準備しました。交通安全教室等の学校の行事等も開催できるようになってございます。今の現段階の定員でもってある程度充足しているのかなというふうに認識をしてございます。

それから、安全指導員のほうでございますけれども、定数10名で、現段階で9名でございます。青色回転灯の車両を運転するために講習が必要でございまして、これも3月に隊員を対象に講習を開催をして、いつでも実施できる体制をとってございます。本日ではございますけれども、振り込め詐欺の防止の事業展開というふうなことで、津の宮と金融機関を中心に、きょう午前中にそういう事業も行っておるというふうな内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今さら申し上げるまでもございませんで、私の立場というのは、町長が議会の皆さんにご提案をして、ご決定をいただいてこの職にあるものだというふうに思っていますので、ただいまのいろいろご意見、お話があるような内容について、私が個人的な立場でコメントするものではないというように感じてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そうしますと、指導隊員のほうは前回の付表を見ているんですが、充足率にはまだいっていないのかな。これはしようがないとして、地域安全指導員等は、前年度1名多くなったんですかね。いいことありますが、回数は、交通安全指導隊は出動回数延べ1,500回、そして指導員のほうは前回は回数は全くないんですよね。震災も兼ねていろいろあってということになるかと思うんですけども、今年度のいろいろな活動を充実させる上で、どのような活動方針といいますか、もう一度その点をお伺いしたいと思います。

また、副町長に当たりましては、全くそのとおりであるかと思います。私が申し上げたいのは、震災に当たりまして、町長が施政方針でこの件に対してお答えをしたとおり、声を詰まらせて言葉が続かなかつたと。まったくそのとおりであるかと思います。

皆さん、町長を初め職員の皆さんも大変ご苦労をされました。その点は私もそのように受けとめておりますが、復興に当たりまして防災、防集の件ほか、いろいろと復興に当たりましては峠に差しかかったのではないかというような思いをしております。さかのばれば、震災後2年になりますけれども、防集の件、いろいろと復興に当たっての説明等に当たりましても、町長の、副町長の姿等を私は確認することができませんでした。毎回、説明会に出たわけではありませんので、そのくらいお忙しい激務であるのかなということから、副町長2人制というものが出てきたかと思うんですけども、今、前者も申し述べておりましたが、なぜこの時期に

副町長2人制というお伺いを立てられたのか、私自身にとりましては甚だ疑問に思うところであります。

したがいまして、町長が先ほどお答えしたとおり、任期中はあり得ないといいますが、改めまして、それでは町長、任期後、私どもも改選期を迎えるわけでありますと、結果のよしあしによりましてはこの場にはいないということは紛れもない事実であります。そのような立場からしまして、この任期中はあり得ないと言いましたが、任期後にはややもすれば町長がこの席に座つておるかもしれません。また、どのような方針で展開されるかわかりませんけれども、町長の存在あるなしにかかわらず、今後このような副町長2人制というものが出てくるものかどうか、継続をされるのか、引き継がれるのか、その点を町長にお伺いしたいと、このように思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あくまでもこれは仮定の話になってしまいますので、そういう問題については残念ながらお答えはできません。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、地域安全指導員の関係でございます。現在、南三陸警察署のほうにパトロールをするための青色回転灯を設置した交通安全車両が確保されてございます。それを活用しながら指導員に任命している方に月に1回程度の割合で巡回のパトロールをしていただくというふうなことで、流出しました制服等も整備をしながら対応していただくような対応を考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 では、指導員のほうの出動開始といいますか、芳しくなかったと。今後、交通指導隊しかり、各イベント等がいろいろとこれまでのように盛り返されるかと思うんですけれども、そういう点に当たって回数もふやしていくという解釈なんですかね。ちょっと聞き取りにくかったので。

それから、副町長の件は了解しました。

もう一度。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 交通安全指導員の関係でございます。指導員の積算の関係では、事前に、年間行事がある段階で夜に会議を開きまして、隊員に行事の内容の周知と、参加の有無の確認をとつておるというふうなことで、会議は年間6回ぐらい開催すると。なお、出

動に関しては40回程度を見込んでございますので、団員全部合わせますとおおむね1,000回というふうな回数になっておるというふうな状況でございまして、震災直後、学校での交通安全教室、それから行事等も徐々に復活してございますので、その行事の要請に伴って出動というふうなこともこれから展開できるのかなというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 同僚議員も伺っておりますけれども、私もちよつとお聞きしたいことがあるので、質問をいたします。

それは9ページの債務負担行為の中から1つ伺っておきたいと思います。と申しますのは、3拠点連絡道路事業業務委託ということでURに委託して、3カ年で、一番かかるのが16億7,000万円だというような細部説明もありましたけれども、このことについて、いま少し詳しくお願いしたいということと。

それから、次の高台接続道路接続事業築造工事、これも3カ年で実施されるということで、前者にもるる質問したのですけれども、私は、この2番目、高台移転接続道路についてはどうしても避難道路についての納得がいかないので、避難道路ということについて特に聞きたいんだけども、避難道路についての説明をいま一回、同僚委員にお話ししたとおりかもしれませんけれども、その辺を確認しておきたいという意味でお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず第1点目の復興拠点連絡道路事業でございますが、これにつきましては、志津川東地区、中央地区を経て、西地区を結ぶ道路を計画しております。団地の一体性、利便性、あるいは委員ご指摘のとおり、一定の高台への避難も含めての性格を持った道路を計画しております。延長が約2.7キロメートルでございます。幅員は12メートルほどを想定してございますが、今後、基本計画等も含めて道路の位置づけ、といったものを踏まえて検討を深めていく予定となっております。

先ほど、総務課長から事業費で16億7,000万円ほどというお話がありましたが、用地関係ま

で入れてお話しすれば20億円を超える事業費になります。その中で、いわゆる実施設計、工事費等を踏まえた委託の部分、UR都市機構へ委託する部分の16億7,000万円のうち、25年度予算で約10億円ほど措置させていただいております。その残りの部分が債務負担行為の設定という形になってございます。

それと、2つ目の高台接続道路事業でございますが、これにつきましては、町が直接発注する防災集団移転事業までのいわゆる取りつけ道路の部分になります。8団地ということでございますが、まず、寄木堺の浜、これにつきましては現道の町道を拡幅するような道路事業の計画内容でございます。そのほか、馬場中山の生活センター上の団地への取りつけ道路、田の浦地区、伊里前の中学校北側の団地、それと桙沢の団地への接続道路でございます。そのほかにも清水、波伝谷、長清水と合わせて7地区の8路線ということで、基本的には道路幅員は開発行為上の関係から6.5メートルの幅員で計画してございます。あくまでも避難道路という位置づけではなく、団地への出入りをするための道路であるという位置づけでございます。8路線合わせますと、総延長で4.6キロメートルでございます。詳細も、議案関係参考資料の81ページ、そして82ページのほうに掲載を路線ごとさせていただいております。全体の事業費は、工事部分になると15億円ほどということで、25年度につきましてはそのうち8億円ほどを計上させていただいておりまして、残ります7億7,450万円につきまして債務負担行為を設定するものでございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 復興拠点のほうでございますけれども、取りつけ道路ということで8団地、つまり4.6キロ、それが実施されるということの中での負担行為だということのようですがれども、それはお話のとおり、高台へ通じる、県が、国が、あるいは予算措置をしてくれるといいますか、そういうものが多分にうかがわれたわけでございますけれども。

そこで、開発事業の中では6.5メートルというような道路規模だそうでございますけれども、私さきにもお話ししたことがあるんですけれども、道路の狭さで、今度の震災で非常に被害が大きくなつたということがまずもって私は言えると思うんです。そういうことからすれば、国でできないところは新たに町で開発行為の申請をして拡大していくということは、これは不可能なことでしょうかということが1つです。

なぜならば、これは、道路の関連だから、要望で言えると思うんだけれども、私たち奥尻に調査を行ったことがあるんです。調査を行った年があるんです。その避難道路というのは、50メートル置きに車が通れる道路と、それから勾配が急な場合には石段と手すりをつけて避難

する、そういう避難道路というものをたくさんつくっているんだね。そして、高台へ、どこにいてもいち早く逃げられるところというようなところが、奥尻の調査で報告してあると思うんだけども、そういうことが言えるわけでございます。でありますから、ぜひ、債務負担行為の中でそうしたことも考えあわせてお願いしたいなど、そうしたほうがいいんじゃないかなという提案でございます。

さらに、高台接続道路、先ほど同僚議員にご説明の中では、国が認めるのは1本だけだというようなことでございますけれども、1本で果たしてどうなのかなというふうな思いがするものだから、前者の質問にあわせて私も今質問に立ったわけなんですけれども、そういうことが、1本で本当に高台に通じるのがいいのか。例えばご説明にあったように、西地区は西地区、中央区、あるいは東地区という1本ずつ、3本ぐらいは入るんだと思うんだけれども、それとあわせた避難道路、例えば昨日お話ししましたように、アリーナへもし避難道路をつくるとすれば、例えば少なくとも3本ぐらいは必要ではないかという、場所まで指定して。それは旧道あるいは林道だったかもしれませんけれども、東山あるいは丸平さん、あるいはずっと上がって上手にも1つぐらいつくるというような形にすれば、あの新井田地区の60何がしの犠牲者のうち、車で避難できた人が何人か俺はいたのではないかと思うんです。それが渋滞でどうしても逃げ切れなかったからそういう犠牲がふえたということが、とりもなおさず事実でございますから。そういうことを踏まえてどうしたらいいかということを私は言ってきてているわけでございます。つまりは、検証は本当にあっての予算組みなのか。あるいは過去の教訓をどう生かしているかということを私は述べているわけです。そういうことを十分考えながら、道路の設置問題についても考えられてはいかがかなと。それが要するに住民を救う行政としての、最高の機関としての行政の安全確保ということになるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

なぜならば、どんなに立派な病院をアリーナにつくった、本設をつくったにしても、もし今回のような津波、地震が起きたならば、途中で道路が寸断された場合にどこを通じてその避難民をあるいは病人、事故者を救うかということなども視野に入れながら考えなくてはならない。かつて、昔の人は言いましたけれども、志津川町は陸の孤島だというふうに。それはどこから出た言葉かというと、昭和12年に大火災があったときに、道路が今のように八幡橋の中橋とその下になんかなかつたらしいんです。そういう道路はしたけれども、町の中が火の海になった場合にどこに逃げるかということが、こういう言葉に残されていたのではないか、陸の孤島だと。今回でも、まさに入谷地域の道路、つまり、横断1号線から歌津へ抜ける道路とか、

登米郡へ抜ける道路とか、あるいは45号線に抜ける梨の木峠の道路とかそういうものが、整備されてはいかがかと言つても、なかなか、まだ木一本切らないし……。地域住民からも避難場所を考えてほしいなんていう要望も出ているんですよ。そういうことを視野に入れながら、ぜひ道路の問題については考えてほしいなど、そんなふうに思うんですけれども、どうなんでしょう。今、計画立ててしまったからこれは変更できないということでなくして、今から実施に移すとするならば、そういうことを十分組みいれて実施する可能性はあるわけですから、そういうことを考えていただけないかと。どうですか、町長、考えてばかりいないで、どうですか。

○委員長（菅原辰雄君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　委員のご指摘は以前からも承っておりまして、先ほど、委員のほうからはアリーナに行くためには最低3路線が必要だろうという具体のお話がございましたけれども、今後、復興拠点道路も含めますと、この債務負担行為に設定されておりませんが、後に当初予算の中で、高台避難道路というもう一方の道路事業がございます。それにつきましては、天王前からこのベイサイドアリーナに上がってくるための避難の道路であるという位置づけのもとの道路でございますが、それらを踏まえますと、はまゆり大橋あるいは国道45号、そうすると、旧市街地から上がってくるためには4路線の方向性が考えられます。北、南、西側からというところで、今回の震災の被害を踏まえた計画をさせていただいておりますので、その辺も含めてご理解をいただければなというふうに思います。

それと、各高台、防災集団移転の造成地につきましては、避難道路はまた接続道路とはちょっと違う観点で考えなければならないのかなと思っています。あくまでも高台の造成した場所への日常の生活路線であるというのがいわゆる高台の接続道路の位置づけになりますし、それから、今回の津波被災を受けた浸水区域から上がる、いち早く高台に逃げる、いわゆる避難する部分については、その地形上も踏まえて階段の設置であるとか、通路の設置であるとか、そういう部分はまた別途団地の造成の中では検討をしているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君）　鈴木春光委員。

○鈴木春光委員　説明は説明として十分承りますけれども、理解はしないでもないですけれども、例えば今申された中で、はまゆり大橋の話が出ましたけれども、あのとき、私都市計画委員だったんです。「あそこまで下げなくてはないべかな」というようなご意見を申し上げました。それは委員会のときです。そうしたならば、同僚委員が、「何、とっくに始まって、あっちさ移すんだとや」と、こういうことだったんだけれども、私の考え方はあそこへするより

も、その上を通ってきて、荒島住宅のあるところから市場へ向けて下げたらどうだということを言ったことがあるんですよ。言いました。そうすれば、津波が来たときに、市場の人たちは、あるいは大森の人たちはそこを利用するかもしれない。それをあそこまで下げたならば、それは一つの景観として、あるいは観光誘致としていいかもしれないけれども、どうなんだということを話したことがありますけれども。

そういうしたもので、視点が違うと全く税金の無駄遣いになるんですよ。公営住宅だってそのとおりでしょう。町長には、「あなた1人じゃないか、反対しているのは」と。そうじゃないですよ。あのとき都市計画委員長はどんなことを言ったと思いますか。「あそこは俺たちが学生のころは水浴びもしたし、潮干狩りもした場所なんだ。海の中なんだ」ということを言いましたよ、都市計画委員長が。それはしかも開会のあいさつですよ。「あそこに建てるのだったならば、さきに斎場をつくってからやれ、火葬場をつくってからやれ」と。そういうようなお話をまでした経緯がございます。だから、私はあのときにいま少し、みんなのことを説得できなかつたのかなと。

そういうような思いで、今こうして道路の問題、あるいは水道の問題、水道の問題とここは関係ないかもしれない。水道の問題は別なときに言うけれども。水道のことなどは特に考えた、特にやっぱり箇所設定には十分配慮するべきだということを粘りに粘っているわけなんです。そういうことを考えていただきたい、考え方してもらいたいということからなんです。そういうことですけれども、ぜひ、そういう安全策、あるいは今回の教訓を踏まえて考えておいていただきたいなと、そんなふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君）　復興推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　そういう安全の部分については重々配慮しつつ計画はさせていただきたいなと思います。

旧町時代のはまゆり大橋の考え方については、ちょっと私も知るよしはないんですが、恐らく、委員がおっしゃいますのは、市場から県道側を通ってというお話かと思いますが、恐らく、県道については周囲に住宅が張りついていて拡幅の余地がどうも見当たらないというところで、はまゆり大橋という位置づけもなされたのかなというふうな推測もされます。今のままの幅員で、どうしても避難という位置づけをあの県道に担わせるというのは、かえって安全性を損なうという判断のもとなのではないかなというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君）　次に、三浦清人委員

○三浦清人委員　ページ数は、退職手当組合の負担金なんですが、総務課で一般職の方々の分が

載つかってはいますし、また、一般職以外の公営企業の職員あるいは病院という各、総額しますと1億6,452万9,000円、私のそろばん間違いなければ1億6,452万9,000円が職員の退職金の負担ということで、全額町が拠出をするということです。

そこでお聞きするんですが、これは先ほどの給料につきましては派遣職員の給料分もあると、給料は。退職手当の負担金も派遣職員の方々の分も含まれているのかどうかということですね。

それから、先ほど町長の退職金のお話がありましたが、今、町長以下三役の方々、報酬減額されておりますね、10%あるいは5%とかというふうに。退職金の負担金は減らされているパーセントで算出されるのか。これはボーナスも同じなんですが、ボーナスもその掛け率、10%あるいは5%、三役の分の減額分を差し引かないでの掛け金がこの数字に合算されているのか。もし、減額されない、条例で定まった額の掛け率であるとするならば、減額された金額の掛け率で数字に出てくるその差は幾らぐらいなのか。総務課長、言っている意味わかりますか。（「はい」の声あり）その辺が第1点です。

それから、防災会議の先ほどお話が出ましたので、原子力災害による国が示した避難といいますか、災害時の避難の計画、たしか3月18日というふうなお話がちょっとあったんですが、それまでに決めるというか。そうしますと、きょうは15日ですから既にでき上がっているのかなという感じがするので、でき上がったのであればその内容等を、文書でできていると思うので、できればこの議会の中にお示しをしていただきたい。

といいますのは、今後、防災に関するいろいろな事業あるいは公共施設の建設等いろいろこれから出てくるわけですから、その防災会議でお話あった避難に対する町としての考え方、それを我々わからないと今後の事業の議論をするのがなかなか難しいですから、その辺の書類の提出方を、委員長、よろしくお願いしたいと思います。

それから、私正直言って驚いたのは、この定例会で副町長の2人制の話が出るとは夢にも思わなかつたわけなんです。何かあるのかなと。だれかやりたい方がいるのかな。あるいは今の人ではだめだから別な人を2人やれというのかなと思つたりして、不思議に思つてなりません。確かに、昨年、一昨年から今日まで、昨年じゃないな、まだ年度途中ですから。昨年からことしにかけて、副町長の仕事、激務、これは私も見てわかっておりますし、また同じくして職員の方々のご苦労もつぶさに見ております。町長、先ほど、副町長の体力的な限界というお言葉がありまして、私も非常に心配しております。

町長、できるだけ副町長に負担をかけないようにするがあなたの仕事なんですから。あな

たの補佐役なんだから、そのようにやっていただきたいですよ。いろいろと全国歩くのもいいんですけども、留守するのも結構なこと。みんな副町長にかかってくるんですからね、副町長は大変だ。わかります、あなたの気持ち、頑張っている姿は見えていますから。町長も少し、副町長のことを考えてくださいよ。もう少しいたわって、負担をかけないようなやり方してください。

また、副町長も副町長なんだ。案内状が来ればいろいろ行かなければならぬこともあるんだけれども、時と場合によっては、町長が行くところにはあなたは行かなくてもいいというものもありますから。何もかも一緒になって歩こうとするから疲れるの。町長がどこかに出張していないときは、万やむを得ず、あなたが参加しなければならないということになっていますすけれどもね。なるわけですけれども、町長が行くところには一緒になって行くこともないかと思うんですよ。場合によりますけれども、時と場合によりますけれども、用件によりますけれどもね。そういうことで無理をなさらずにやっていただきたいというふうに思います。

1点目と、2点目ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、退職手当関係のほうから回答いたしますが、いわゆる派遣職員分の退職手当組合はどうなっているのかということでございますけれども、退職手当、給料、全て派遣元で給料を支払っております。私どものほうは、年度末に派遣元で払ったその職員の分の給料、手当、退職手当を負担金として派遣元の自治体に支払うというようなシステムになってございますので、結論からいえば、退職手当組合の負担金も全て派遣元のほうでお支払いしているというようなことで、よろしいですか。そういうものは入っておりません。

それから、2点目ですが、町長の退職手当の額、それからボーナスのいわゆる減額後か、あるいは減額前かということでございますが、退職手当も、期末手当もいわゆる減額しない額、基礎額をベースとしております。したがって、給料だけは10%減額後の給料を支給しているということでございます。その上で、退職手当の任期満了後にその差額は幾らかというご質問でございますが、基礎額に21.12を掛けますと約1,667万円になります。仮に……（「負担金の額」の声あり） 負担金の額は、これは……

○三浦清人委員 質問がちょっと内容が悪かったのかな。「わかりましたか」ということで、確認したんだけれどもね。結局、減額しない額でボーナスも退職手当組合の負担金を支払っているというお話ですよね。であれば、三役、減額されていますよね、パーセント、10%とか、副町長は何%だか、毎月、1カ月の。その額で負担金をするならば、負担を減額しないで納めた

というか、負担をする額の差は幾らですかという質問。わかったかね。

結局、12月のボーナスを支給された後、地元の新聞ですかね、町長と気仙沼の市長のボーナスの額が記事になったんだね。そうしたら、うちの町長が気仙沼市長より額が多かった、ボーナスの額が。それを見た市民、町民が、「何で、気仙沼市長より我が町の町長のほうがボーナスが高いんだべね」と、こういうふうな話をされて、いやあ、と思って考えたのが、やはり要するに給料から毎月10%の、それが毎月の報酬は出ている。しかし、ボーナスは減額されないものに掛ける率になっている。気仙沼市は減額しているんですよね、報酬から何十%なんですか、30%かな。30%を減額した報酬で、条例改正になったからですよね、条例の本文が改正になったために、それでボーナスの合計金額が、我が町の町長が多いということになるわけです。それを説明するのに大変なんですよ、町民の方に。「なして、こんなに違うんだべね。逆でないべかね」と、こういう質問をされたものですからね。今度は、多分、気仙沼市の市長の退職手当組合への負担金額よりは、我が町の町長の退職金の負担金額のほうが高いということになってくると思います。そこで質問なんですね。

わかりましたか、私の……。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、特別職の退職組合の負担金でございますが、給料、掛ける、0.31ということで、現在、減額前の額が78万9,400円でございますので、月24万4,000円お支払いしています。この12カ月分でございますので、293万6,000円、年間退職手当組合に払っています。仮に減額の10%減額ということは、これから10%マイナスすればいいので、減額後ですと264万2,000円、したがって、掛け金でその差額は29万3,000円ということになります。よろしいでしょうか。

副町長は下がっています。これよりは下だと思いますけれども、多分40万円ちょっとくらいだと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、防災会議のご質問にお答え申し上げたいと思います。

国までの報告でございますけれども、3月18日までというふうなことで予定をされておるわけでございますけれども、3回目の会議をあす16日に開く予定でございます。これまでの経過ですと、第1回目に、1月23日に開催いたしまして、委員に対しまして4点からなる素案の提示を申し上げております。第2回目の開催までに、その素案に対するご意見をいただいてござ

います。いただいた内容を第2回目で修正をした段階で皆様にご提示申し上げて、意見をまたいただいているところでございまして、第3回目におきましては、指定地方行政機関、国で定めているものが3つあるんですけれども、この中で、2つの組織に意見をいただいてございまして、残りの1つに関しましては、後で第2回目の結果をお示し申し上げまして意見をいただくというふうなことで、3回目の開催、あすの開催の段階で、全員の構成する意見を全て反映した段階でご決定をするというふうな内容になってございます。

その内容につきまして、議員の皆様には臨時会が今月末予定されておると思いますので、臨時会終了後の機会に、全員協議会という形になるのかと思ひますけれども、その段階でお示しをするというふうな予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 順番逆にいきます、言われたことを忘れてしまうので、書き足りなかったものですから。

防災会議の日程のことはわかりました。あした最終ですか、それで取りまとめしていくということですけれども。臨時会で報告するのはいいんですが、予算の中にそういう防災関係の予算は出てこないんですかね。関連するような、直接防災でなくてもいいです。高台も含めてそういうですよ。全て関連してくるんですよ。水道もそうですし、関連といいますと、全てに関連してくるんですね。でありますから、先ほど言ったように、この審査に入る前に、資料があるのであれば欲しいということを申し上げさせていただいたわけで。さてさて、その防災会議でのものがあした出てくるということになれば、全てがきたからといって、それを決定する何ものでもないとは思いますけれども、ある程度の参考資料にはなるわけですから、この25年度の予算を審査する、決定する上で、大事な資料だと私は思うんですよ。私は大事な資料だと思います。大事でない方は大事でないかとは思います。

それから、そうしますと、その差額ですよね。なかなか今厳しい時代に、なかなか、皆さん職も失って、仕事場もなくなって収入も減っている。それから、生活が苦しくて、税金もなかなか納めることもできないという方々から、何とか納めてくださいということでおひだいただいたお金をこの退職手当に、負担に、これは法律ですから仕方のないことではありますが、できるだけ少なくするために、これは一般職員の方々はいいとしても、特別職の方々だけでも、少しでも町民の負担を軽減させる意味で、10%、報酬、町長は10%、ほかの方々は別ですが、そのまま下げた金額でのパーセンテージの算出方法で退職手当負担金を納めていただければなど。また復興して、皆さんのもとどおり、住民の方々がもとどおりになった生活に戻ったといったとき

には、また戻せばいいし、戻すべし、歌津の言葉で戻せばいいと思うんですが。今の時期はどうしても町の財政が厳しい。私、町の財政が厳しいなんていうのは、これは皆さんが常々言っている言葉を聞いているために今言ってるので。「何か事業をやってくれ、こういうことも必要ではないか」と。「財政が厳しいです。どこにも財源がありません」と、皆さんいつも言っている。そう言っている方々が、何せ厳しい中にもこのようにやられているのですから。少し町民のことも考えて、減額した数字でもって退手組合の負担金もしていただきたいなというふうに思います。

そうしますと、住民の方々、あるいは市民の方々も、「なるほど、ああ、やっぱり……」。気仙沼市長さんよりもそのパーセンテージで下回るかどうかわかりません。気仙沼市の市長はぐんと下げていますから、ですから、ボーナスもそういった退職金もぐっと下がるわけですからね。また新聞で書かれると、「なして南三陸の町長は多いんだべね」ということを言われますのでね。その辺いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、防災会議の関係でご説明申し上げたいと思います。

防災会議につきましては、通常、震災対策編、風水害対策編、これは既に策定済みのものでございます。今回策定しておりますのが原子力対策編だけでございます。その提出期限が18というふうなことでございます。当面、県のほうで必要な予算化は行っておりました。平成24年度で行っておりまして、今現在進めておりますけれども、まず、県のほうから支給されるものが放射線測定器、それから防護服、それから安定ヨウ素剤、それから広報車両、そういうものを県から今年度中にいただくというふうな予定で進んでございます。

それから、来年度以降でございますけれども、危機管理費のほうに防災会議の予算を計上してございます。その段階で、防災会委員の報酬と費用弁償だけを計上させていただいておりまして、それ以外のこういった原子力対策編に関する予算措置の内容のものはございません。以上でございます。

必要な資機材等につきましては、これから国・県等の指示のもとに予算化しながら準備を進めでまいりというふうなことにさせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。ほかに。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 特別職の給料、期末手当、退職手当もそうでございますけれども、ご案内のように、条例で減額するときにそういった提案をして、議会の議決を経て、制度的に

は給料は下げる。それから、期末手当、退職手当組合についてはそういう減額前の数字で支給するということで、議会でご決定をいただいたそのとおり執行してございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 防災会議での会議の内容といいますか、中身が私どもはわからないんですね。今課長が言われているように、備品だとか何とかいろいろお話がありましたけれども、私、いつでしたか、一般質問の中で、女川原発有事の際の住民の避難の確保ということで質問した経緯があるんですよね。当時、町長は1万何千人の町民を一举にどこにやることもなかなか難しいと。一町だけで解決するものでもないし、県とか、あるいは国のほうにお話をして進めていきたいと、今後検討していくみたいな話だったんです。ですから、私は、防災会議というものはそういうものも含めてやっているのかなと思っていましたし、また国の避難、30キロ圏内という通達というか、指針といいますか、出たのが、私が一般質問終わった後だったんです。国でやっぱりいいことをやってくれたなと思っていたわけですよ。再度聞いたら、3,000何名ですか、この30キロ圏内に住居している人たち、3地区、戸倉、林、大久保、3,000数百人の方々が避難の対象になるというところが出たわけです。そうすると、防災会議では、そういった30キロ圏内の、原子力の案件でしょうから、その人たちの避難とかどうとかというのを、その会議の中では全然話し合いはされていないのですか。そこを聞きたいのですよ。

そういうもののもしあるのであれば、この予算の中にいろいろと関係してくるものがいっぱい出てくるでしょうということ。高台も含めて、公営住宅も含めて、それから公共施設の設置等も含めて。避難をしなければならないようなところに、公民館とか何かというのは従来あつたところですから、必要だと思いますよ、戸倉地区とか、これから公民館とかいろいろな……。ただ、公共施設をこれから建設するに当たって、津波あるいは地震、そういう原子力災害によって避難をした方々を受け入れるような設備をしなければならないとなっていますから、そういうことも含めた上で、この予算、今後の復興に関する予算に関係することはないですかということを聞いています。もあるとするならば、少しでも関係するものがあるとするならば、その資料が欲しかったということなんですね。

避難経路とか、そういうことが防災会議で、承認とか、検討する何がなければ私はいいです。あるか、ないか、その辺です。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 今回整備しますのは原子力対策編の大綱でございまして、具

体的な内容を示したものは何もございません。というふうなことでございますので、具体的な項目はないという、そういうことになってございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その中身についてはないということであれば、その資料は終わった後で結構です。

町長、原子力災害によって避難をしなければならない方々、どういうふうな考え方で今いますか。これはいつ起きるかわからないんですよ。あしたなのか、今こうやっていて起きるかもしれない。それが心配なんですよ。この間の3月の定例会の最終日に起こった大津波、誰も予想もしなかったしね。いろいろ話が出ましたよね、防災について、おととしの予算とかでも。いつ起きるかわからないから、一日も早い、指針といいますか、方策、方針といいますか、計画書というのですか、そういうものをつくるべきだと私は思うんですよ。いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に今女川は稼働してございません。それはご承知のことだと思いますが。いずれ避難の関係については、前にもお話ししましたように、当町一町ではなかなか解決するのは難しいということで、県の防災会議の際にも、UPZ関係の市町がお集まりになったときに、私のほうから県のほうにもその辺については質問させていただいてございます。県が仲介をしながら、その辺の各市町がどこに避難をすればいいのかということについて、県も関係を持ちながらその辺の調整を進めるということになってございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私、原子力について、原発について無知なので、ちょっとお聞きしたいんですが、稼働しなければ大丈夫なんですね。稼働していなければ、あそこで何かの事故があったときには避難しなくともいいんですね、そこです。今、稼働していないから大丈夫だみたいな話なんだけれどもね。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 冷温停止という状況でございますので、危険性ということについては否定はできないというふうに思います。（「でしょう、それを心配しているの」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。なければ、これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、民生費57ページから75ページの細部説明を求めます。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、3款の民生費の説明をさせていただきます。

57ページでございます。

昨年と比較しまして1,300万円ほど減になっております、総務費でございます。96.2%というふうなことで、これは人件費に係る分でございます。

では、58ページをお開きください。

最下段でございます。負担金補助及び交付金でございますが、福祉活動専門員設置事業費補助金いというふうなことで、これは1,980万円、これは社協に3名分の人件費というふうなことになります。

それから、59ページ、貸付金240万円、これにつきましては看護介護学生等就学資金貸付金というようなことで、新規で2名分、それから既に借りている方1名分を想定しております。

それから、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金というふうなことになります。

それから、3目の老人福祉費でございます。7,187万円ということで、昨年度と比較いたしましたと5,700万円ほど減になっております。この減分でございますが、昨年は社協のデイが3カ所というようなことで、3,000万円の3カ所分を計上させていただいておりましたが、これが今回1カ所というようなことで、その分の減でございます。

報償費でございますが、敬老祝い金307万円、これは百寿、いわゆる100歳の方が4名分、それから米寿107名分を計上させていただいております。

次に、60ページでございます。

老人福祉センター等指定管理委託料でございますが、これについては歌津の老人福祉センターの指定管理料と、それから敬老会の開催委託料につきましては、昨年度の実績に基づいて計上させていただいております。

それから、19節負担金補助及び交付金、先ほどお話ししましたが、介護基盤緊急整備事業補助金でございますが、3,000万円、それから、その下のいわゆる開設準備、これにつきましては、厚生会分というようなことでございます。

障害福祉費でございます。昨年度と比較いたしますと110.6%ほどになっております。これにつきましては、障害者の福祉サービス関係、利用者がちょっと増加しております。その分を見込んで増というようなことになっております。

61ページ、下段のほう、委託料の部分でございます。地域活動支援センターの業務委託料というようなことで878万8,000円、それからその下の相談支援事業の委託料として884万8,000円をとらせていただいておりますが、これはいわゆる洗心会に委託をしている分、風の里の分でございます。

それから、次に62ページをお開きください。

扶助費でございます。3億1,076万5,000円というようなことでございますが、これはいわゆる法定給付というような部分に入りますが、先ほど言いましたいわゆる介護訓練等自立支援給付費というようなことで、対前年度比で約6%、1,530万円ほど増というようなことで見込まれていただいております。

それから、下段の下から3行目になりますが、難病患者等通院助成費というようなことで、これにつきましてはいわゆる透析患者等の通院の助成費になります。

それから、63ページ。

地域包括支援センター費でございます。これにつきましては、まず報償費、2段目に健康生活サポーター謝金というようなことがあります、これがいわゆる生活負活発病予防に伴います「いきいき教室」というようなことをやっておりますが、そのサポーターの謝金分、5名分をとらせていただいております。

それと関連をいたしまして、13節の委託料、最下段でございますが、地域いきいき支援体制づくり事業委託料というようなことで550万円、これがいわゆる生活負活発病に伴います生活機能調査を行いますので、その委託料になります。

64ページでございますが、それでは、6目、交替させていただきます。

○町民税務課長（阿部俊光君） 6目高齢者医療費につきましては、私の方から説明をさせていただきます。

19節負担金補助及び交付金ということで、3つ掲げてございまして1億9,400万円、その下、28節に繰出金、後期高齢者医療会計への負担金4,800万円、いずれもこれは公費として町が負担をする金額ということで、全額を県の広域連合のほうにお支払いをするというような内容でございます。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、7目の介護保険費でございます。

65ページ。

繰出金、介護保険特別会計への繰出金、それから居宅介護支援事業特別会計への繰出金というようなことになっております。

老人医療費については、記載のとおりでございます。

次に、9目の被災者支援費、65ページでございます。

4,900万円ほど減というようなことになっておりますが、先ほど説明いたしました健康サポート事業いきいき教室、そういうものを昨年被災者支援費で計上させていただいたおった

ものを先ほどの地域包括支援センター等に変えておりますので、その分の減というようなことになります。

66ページをお開きください。

13節の委託料で1億6,000万円ほど計上させていただいております。これにつきましては福祉仮設の委託料が8,380万円ほど。それから被災者生活支援センターの委託料、これが5,277万円ほど、それから復興支援センター、これはいわゆる災害ボラセンでございますが、その委託料2,300万円ほどというようなことになっております。

次に、2項の児童福祉費に入ります。

67ページ。

委託料で1,900万円ほど計上させていただいておりますが、保育所の広域入所の委託料、これはいわゆる住所を南三陸町に置いたまま、例えば登米市ですとか大崎市、そちらのほうに入所させるというようなことは委託料というようなことで計上させていただいているので、ご理解いただきたいと思います。

それから、下から2段目、扶助費でございますが、児童手当2億369万円ほど計上させていただいております。

68ページ。

同じく扶助費で母子・父子家庭への医療費助成金として450万円ほど計上させていただいております。

子ども医療対策費については記載のとおりでございます。

次に、保育所費でございます。1億9,471万円というふうなことでございますが、1,800万円ほど少なくなっております。これにつきましては、昨年、保育所の災害復旧工事を行いました。今年度は災害復旧工事等がないというようなことで、その分の減額分でございます。保育所のいわゆる人件費、それから維持管理費等を計上させていただいております。

70ページ、お開きください。

備品購入費として47万5,000円。これはいわゆる遊戯室のファンヒーターの分でございます。

それから、6目の保育園費でございますが、1,100万円ほど減となっておりますが、これは人件費分というふうなことでご理解をいただきたいと思います。これについてはいわゆる名足保育園の分の人件費、それから維持管理費等を計上させていただいております。

72ページをお開きください。

子育て支援事業費でございます。7目でございます。これにつきましては、子育て支援センターにかかります人件費及び維持管理費を計上させていただいております。

次に、73ページ。

8目の放課後児童クラブ費でございます。これにつきましては、志津川及び歌津の放課後児童クラブの入会費並びに維持管理費というようなことでございます。

74ページをお開きください。

3項災害救助費の関係でございます。昨年度より68億円ほど減になっております。これにつきましては災害廃棄物の処理委託料分の減でございます。内容といたしましては、13節の委託料で災害廃棄物の処理委託料が101億7,500万円、それから応急仮設の浄化槽の管理委託料が2,520万円というようなことでございます。

それから、75ページ。

扶助費でございます。1,000万円、これは災害弔慰金として4名分を計上させていただいております。

それから、貸付金、これが災害援護資金の貸付金ということで、350万円の60件分を想定しております。2億1,000万円でございます。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、18日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、18日午後1時30分より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時21分 延会